

1997年11月8日

# 水源開発問題全国連絡会 第4回総会

<次第>

開会(14:30)

- 司会挨拶 上原公子(以下敬称略)  
挨拶 藤野町議会議員 三宅節子  
主催者挨拶 水源開発問題全国連絡会代表 矢山有作第1部  
経過報告と問題提起(14:40)  
1. 事務局からの経過報告 遠藤保男 P.1  
2. 休止ダム・足踏みダムについて  
現地からの報告

新月ダム	熊谷博之	P.3
大野ダム	松本浩一	P.6
大仏ダム	山根二郎	
佐梨川ダム	高見 優	P.8
松倉ダム	資料のみ	P.10
事務局からの報告	上月 浩	P.13

質疑

3. 審議委員会の総括と今後の取り組み(15:40)

現地からの報告

川辺川ダム	原 豊典	P.23
苦田ダム	矢山有作	P.25
細川内ダム	藤田 恵	P.29
第十堰	姫野雅義	P.31
足羽川ダム	清水清一	別紙
	酒井興郎	P.33
徳山ダム	近藤ゆり子	P.35
渡良瀬第2	高松健比古	P.37
事務局からの報告	遠藤保男	P.41

質疑

4. 河川法改正問題の総括と今後の取り組み(16:50)

事務局からの報告	嶋津暉之	P.49
質疑		

5. 各地からの報告と討議

長良川河口堰	村瀬惣一	P.53
相模川関係	岡田一慶	別紙
思川開発	伊藤武晴	P.55

(夕食・休憩・入浴 18:00~19:30)

第2部 これからの運動を有利にするために(19:30)

1. 国会議員の有効活用(質問主意書について)  
質問主意書とは 梅坂英樹 P.57  
その実例 高野 勉 P.66  
2. 各地域で「時のアセス」を 上原公子 P.72  
3. 今後の運動を有利にするために 嶋津暉之 P.75  
(1) 事業者が参加した公開シンポジウムを  
(2) ダム事業の財政分析

4. 質疑

第3部 1部・2部を通じた全体討論(20:30)

総会のまとめ	事務局
閉会の挨拶	
閉会(21:30)	

(懇親会 21:40~)

於 神奈川県津久井郡藤野町

## 水源開発問題全国連絡会 1996年12月以降の活動報告

1996年11月23、24日に大垣市で開かれた第3回総会以降の水源連の主な活動を報告します。

### 1. 概要

ダム等事業審議委員会への対応と河川法改正への対応に明け暮れた一年でした。一方、建設省は去る8月26日に独自の見直し結果として、3事業の中止、9事業の休止、40事業の足踏みを発表しました。きわめて不十分な見直しではありますが、この建設省の動きは、これまで各地で闘われている反対運動の成果でもあります。

### 2. ダム等事業審議委員会の主な動きと対応

別項参照

第十堰建設事業審議委員会以外は答申ないし中間答申を発表。

推進の答申が出された事業についても地元では、事業者に対してその欺瞞性を明らかにするための公開シンポジウムや勉強会、直接交渉などが続けられています。

### 3. 質問主意書の提出

別項参照

96年12月16日 竹村泰子参議院議員「ダム等事業に係る事業評価方策の試行に関する質問主意書」提出

97年1月28日 答弁書

96年12月16日 秋葉忠利衆議院議員「苦田ダム建設事業に関する質問主意書」提出

97年1月28日 答弁書

97年4月 秋葉忠利議員「苦田ダム建設事業に関する質問主意書」再提出

97年5月30日 答弁書

### 4. 河川法改正に向けた取り組み

別項参照

96年12月 建設省の河川審議会、河川法改正を求める提言を提出  
水源連有志、河川法市民会議に参加し、市民の手による河川法改正案の作成に取り組む

97年4月8日 シンポジウム「河川法改正をめぐって」を開催  
夜、代表者会議を持つ

4月9日 建設省に水源開発問題全国連絡会としての改正案骨子を提示

5月7.9日 衆議院建設委員会を傍聴、政府案が委員会を通過

5月28日 政府案、成立

6月3日 公布、6ヶ月後以内に施行

### 5. 建設省「ダム事業の総点検」発表への対応

別項参照

97年7月26日 「建設省は1998年度政府予算の概算要求で、全国のダム建設事業のうち10カ所程度を中止し、約100カ所で付け替え道路などの関連事業を凍結する大幅な見直しを決めた」の報道流れる

8月19日 上記記事について建設省から事実聴取

1. 見直し対象は、直轄・公団・補助事業すべて
2. 見直しを行う直接の要因は公共事業費の一括削減である
3. 必要性、緊急性の有無も判断材料の一つである。

8月26日 建設省、「ダム事業の総点検」発表

10月13日 竹村泰子参議院議員、「ダム事業の総点検に関する質問主意書」提出

### 6. 水源開発問題全国連絡会としての1年を振り返ると

水源連の結成目的は

①互いに連携を取り合い助け合う、戦術戦法を練る、②水源開発の欺瞞性をアピールし、世論の喚起を促す、③力を結集して建設省などと交渉し、水源開発計画の見直し・中止を求める、にあります。

この一年は、「水源連だより」を4回発行することができました。機関紙を通して各地の状況、国の動きを互いに知らせあうことは重要なことです。今後も更に充実させるため、各地からの生の情報をどんどん寄せ合いましょう。

審議委員会関係では足羽川ダム建設事業審議委員会の勉強会で反対論を科学的に提示することができました。また、答申が出された事業について、事業の欺瞞性を明らかにするべく公開シンポジウムや勉強会に、事務局からパネリスト等として出席しました。公開シンポジウムや勉強会ではどうしても科学的な検討に基づいた討論が不可欠です。事務局の体制を強化して、各地の運動の手伝いができるように心がけたいものです。

河川法改正問題では、シンポジウムの開催、代表者会議、建設省への水源連案の提示、等をおこないました。これからは河川行政に市民が直接参画できる法体系を探る必要があります。

第3者機関としての見直し機関設置に向けての運動は中断しています。ダム等事業審議委員会問題の総括、河川法改正問題の結果、各地で展開されているダム反対の運動の状況を踏まえて、最も良い取り組みかたを探る必要があります。

上記3つの目的をより現実のものとするために、①水源連の仲間は互いに発信しあうこと、②必要に応じて、代表者会議などを持ち、より効果的な運動の進め方について意見交換をしていくことが必要と考えます。

## 新月ダム建設計画の休止と森は海の恋人運動

新月ダム建設反対期成同盟事務局長 熊谷 博之  
宮城県気仙沼市字久保 207 Tel. Fax 0226-55-2707

さる8月21日宮城県は県議会にたいして、新月ダム建設計画を平成10年度以降「休止」とすることを発表した。公共事業費7%の削減の流れのなかで、関係地権者の80%以上の同意を得たとはいへ、地元のダム反対運動が強く、計画発表以来24年を経過しても、着工のめどさえついていないことが主な理由として説明された。そして今後2年間をめどに、現計画をふくめ新しい治水・利水対策の調査に着手することを明らかにした。

この突然の発表にダムの共同施工者である気仙沼市は、驚きととまどいはかくしきれず、市議会ともどもダム促進の陳情を県に行なったが、彼らが聞いた「休止」の理由は、「ダム反対運動が強いため」というものであった。確かにそれは言えると思うが、理由はそればかりではない。

新月ダム建設の反対運動は、河川法56条で強制立入り調査を定めた「河川予定地の指定」を、適用させないことを基本目標としてきた。森であれ、農地・宅地であれダム湖に沈む区域は法的に河川とされ、公共投資はじめ私権も制限を強く受け、やがてダム建設をうけ入れざるをえなくなるためである。同89条「調査・工事のための立入り等」では、この河川予定地の指定の制度をダム建設促進のために積極的に活用することが指示されている。この制度を効果的に適用するには、関係地権者の80%以上の同意が必要とされており、新月ダム建設計画はこの条件を満たしていた。

県と市は計画当初から、地権者や地域住民に多くの策を弄し、この制度の適用を図ってきたが、ついに断念せざるをえなくなった。主な理由は、①ダム反対同盟が全国に呼びかけ、予定地の一部を共有地化した。②治水利水上ダムを必要とする緊急性がなくなつた。③建築基準法の改正や、実勢価格の上昇により、ダム総事業費が妥当投資額を上まわり、ダム建設が他の治水・利水対策より高くなつた、コスト上の問題などでないかと私たちちは考えており、現在県に質しているところである。

「森は海を海は森を恋いながら 悠久よりの愛紡ぎゆく」これはダム問題にゆれうごく山狹に暮す歌人が詠んだものだが、「森は海の恋人」運動の原点となったものである。ダムが計画された大川流域は、岩手・宮城の二県にまたがるが、室根、新月、唐桑の住民が行政区を越えて結び付いたのは、森、川、海 それぞれに生きる農民や漁民たちが、水を巡る環境を「森は海の恋人」という言葉を通して相互に理解し合つたからである。

ムシロ旗を立てる反対運動だけでなく、船は木でつくられるように、古来から森と海のつながりが深かったことを再認識することが、ダム反対運動の新たな展開をもたらしたばかりでなく、地域社会そのものあり方を問い合わせていく糸口となつた。

89年9月 室根山で第一回森は海の恋人植樹祭が開かれた。今年の第9回まで、ブナ、ミズナラ、アズサ、カツラ、トチ、ヤチダモ、など 約50種類の落葉広葉樹を植林してきた。年々参加者が増え、全国各地から集まるようになり、2万本 約10ヘクタールの森をつくってきた。流域全体の面積からすれば微々たるものだが、一方で室根村の小学校

を唐桑の海に招き、ホタテ貝の養殖の体験学習を実施したことを契機に、今では全国各地の小中学校が訪れ植林していくようになった。大川流域と気仙沼湾は、森と川と海の環境教育の実践の場となっており、97年から中学一年と三年の国語の教科書にも掲載された。大川の水循環と物質循環は、流域の森林と気仙沼湾を結び、湾内の生態系と生物生産に深く関わっていることを、全国の中学生が学んでいる。21世紀を担う子供たちが、森は海の恋人という言葉の意味を理解してくれることが、なによりの喜びであり、24年間のダム反対運動の疲れを癒してくれる。

1997年9月10日

## 要請書

宮城県知事

浅野史郎 殿

新月ダム建設反対期成同盟  
前木地区代表 吉田一  
廿一地区代表 小松

## 「新月ダム建設計画の休止の理由について」

去る8月21日、県議会建設企業委員会において、新月ダム建設計画が平成10年度から休止となることが明らかにされました。私達はこの報道に接し、浅野知事のご英断に對して深い敬意と感謝の氣持を抱きました。

この24年間、ダム建設を阻止する運動をつづけてまいりましたが、私達はもとより子供達の将来設計が立てられない不安定な生活と、ダムのことが念頭を離れない日々の苦しさは、筆舌につくせないものがありました。

今回の休止の決定が、やがて廃止につながるものであるのなら、今日までの苦しみは癒されるのですが、再開をふくむかも知れない曖昧な休止という発表には、承服しかねるものがあります。よって次の疑問にお答え下さるよう要請いたします。

1. 休止の判断は国がされたのか、県がされたのか。
2. 廃止あるいは中止ではなく、休止となった判断根拠はなんであるのか。費用対効果(コスト)の検討の上なのか。あるいは気仙沼市が言うように、地権者の反対が強いためなのか。
3. 大川の管理者として、県はダム以外の治水・利水対策を考える用意があるのか。
4. 大川の水循環と物質循環は、流域の森林と気仙沼湾を結び、湾内の生態系と生物生産に深く関わっていると考えるものですが、この実態をどの程度ご認識されておられるか。

以上4点について、下記宛に9月20日までご回答下さるようお願い申し上げます。

記

988 気仙沼市字久保 207番地

新月ダム建設反対期成同盟 事務局長 熊谷博之

新月ダム建設反対期成同盟

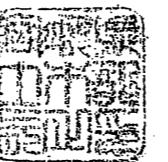
前木地区代表 吉田 一義

廿一地区代表 小松 正殿

水開第47号

平成9年10月6日

宮城県土木部長



## 新月ダム建設計画の休止の理由について（回答）

1997年9月10日付けで要請のありましたことについては、別紙のとおりです。

別紙

## 新月ダム要請書回答

御要請のありました新月ダムにつきましては、昭和49年度から建設省の補助採択を得て実施計画調査を、昭和63年度からは建設事業として用地交渉、地質調査等の諸調査、更には付替道路の整備を進めてまいりました。

このような中、建設省は平成10年度の概算要求において、改めて全国のダム事業について、緊急性や必要性等を見直すこととなり、新月ダムにつきましては、計画発表以来24年を経過し、いまだ本体着手のめどが立っていない地元情勢や気仙沼市の水需要の動向及び下流河川の改修状況等について、建設省とも総合的に検討した結果、県としても休止はやむを得ないものと判断したものであります。

また、大川の治水及び利水対策については、長期間経過する中での社会情勢の変化を踏まえ、気仙沼市との調整を図り、計画見直しも含めて検討することしております。

なお、大川が気仙沼湾に与える影響については、何らかのかかわりはあるものと考えられますが、内容については把握しておりません。

## 〔追伸〕

要請のありました「新月ダム建設計画の休止の理由について」の回答

につきましては、県議会の開催に伴う事務、その他諸事務のため、遅れましたことに対しあ詫び申し上げます。

担当 土木部水資源開発課 企画調査係 電話 022-211-3183
--

## 埼玉県営大野ダムをめぐる取り組み

都幾川・大野ダムを考える流域住民の会 松本浩一

## はじめに

埼玉県の中西部を流れる都幾川（ときがわ）に建設が進められている大野ダムは、今回の建設省の見直しで「足踏みダム」となりました。

私たち、大野ダムを考える流域住民の会は、源流部の都幾川村から約15キロほど下流の比企郡嵐山町や東松山市の住民で組織された会です。今から4年前の1993年、流域で暮らす私たちは都幾川の源流部、都幾川村大野にダムができるとを知りました。都幾川は子どもの頃から水遊びや魚釣りを楽しんだふるさとの川であり、「こんな川にまでダムができるなんて」、これが最初の実感でした。

94年秋、私たちは地域の情報誌をつくるメンバーと一緒に「都幾川と語る会」をつくり、活動をはじめました。いきなりダム反対ではなく、川と流域の暮らしや自然を見つめ直すなかで、ダムの問題を考えようというスタンスでした。学習を積み重ねるうち、「都幾川にダムはいらない」という確信を持つことができ、95年8月、有志で大野ダムを考える流域住民の会が発足しました。

並行して、ダムサイト周辺の住民との連携も進めてきました。大野ダムの地権者24名のうち、ただ一人だけがダム反対の意思を持っていましたが、その方を地元の方と支えつつ、共有地運動を展開する方向で取り組みは進みました。当時の都幾川村は、ダムを受け入れる見返りにさまざまな要望を埼玉県に出している状況でした。ダムが欲しいというよりは、ダムに関係する予算（道路整備等）が欲しかったのです。村ではダム反対の声はあげることができない状況もありました。

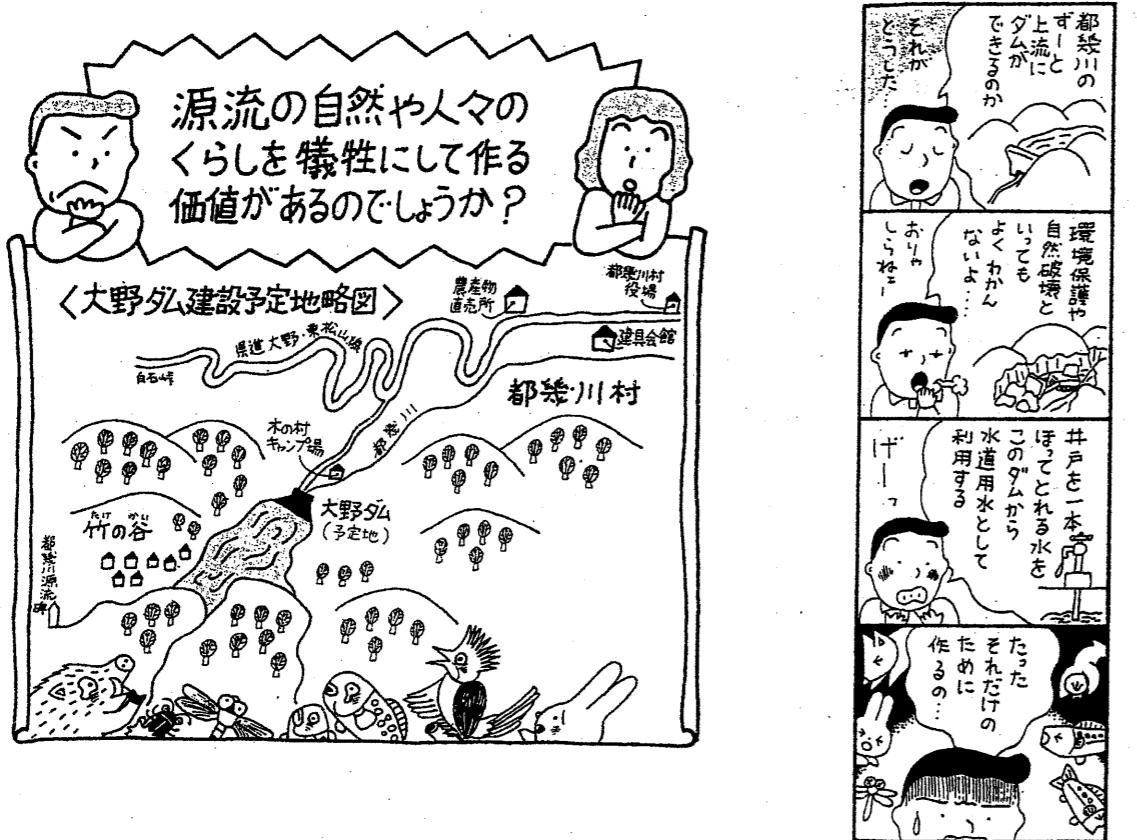
下流の私たちは情報公開制度を活用した情報の収集やダム反対署名の提出など、広報活動や対県との交渉を中心に行い、源流の方では反対する地権者を支えながら仲間を増やしていく活動が繰り広げられました。昨年10月、私たちは約3000名の反対署名を知事に提出し、今年4月には地元で共有地運動が始まりました。

こうした反対運動がどのくらい今回の「足踏みダム」認定に効果があったか定かではありませんが、大野ダム建設計画を検証すると「足踏みダム」どころか「中止ダム」でも当然、という気持ちが自然と沸き起ります。それほど大野ダムというダムは、作る意味のない、いわば「ダムをつくるためだけのダム」という典型的なダムなのです。

## 大野ダムの本質

埼玉県比企郡都幾川村には、1970年前後からダムをつくる動きがありました。地質調査等は行われたものの、地滑りの危険性があり、また村人も反対をしたため、計画は頓挫していました。計画が再浮上するのは、1986年。大野ダムは、位置を水没家屋のない源流部に移し、「地域生活防災ダム（総事業費30億円未満、ダムの高さ40m以下、工期5年以内という小規模なダム）」として新たに計画されました。しかし、計画が立てられた直後、建設省自体がこの地域生活防災ダムというプランそのものを破棄してしまったため、大野ダムの計画は再度宙に浮いてしまいました。本来はこれで消えてよかつたはずのダム計画でしたが、その後、むしろ計画は大きくなり、大野ダムは、総事業費122億円の多目的ダム（ダム高60m、総貯水量127万立方メートル）にふくらがりました。

ダムの建設目的である治水について考えた場合、地域生活防災ダムという当初の計画どおり、都幾川にこうした規模のダムが必要であるはずはありません。利水についても、「大野ダムの開発水は…水価及び開発水量から難しいといえる。利水負担を50%と考え単純計算すると、1400億円/m<sup>3</sup>/秒となり法外な水価となること、開発水量も3000m<sup>3</sup>/日で少なく、井戸水一本分程度であり、ユーザーになることは難しい」（89年「水資源関係課長会議録」）と、県の水道施設課長が



らも厳しく釘をさされているのです。

結局、建設を進める埼玉県は、建設省との協議を通じて、治水93%、利水7%という費用配分を獲得し、多目的ダムの体裁を整えることができました。しかし、建設の経緯が物語っているように、このダムは必要だから作るというダムではないのです。実際、地権者の説明会でも「このダムは無駄なのではないか」と聞かれ、担当者が「埼玉県は水利権が少なく、こんな無駄なダムをつくりまで水利権が欲しい、それを示すためのダムなのだ」という説明をしているくらいです。また、私たちが知り合いのコンサルタントに聞いてみたら、すぐに大野ダム本体の入札予定業者の名前がわかりました。土曜会で摘発された埼玉県営合角ダムと同じく、談合があったわけです。

誰のどのような意図のもと、大野ダム建設が進められたのかはわかりません。ですが、最低限の調査費しか出さないという「足踏みダム」になっただけの理由は明確にあるわけです。

#### 埼玉県の姿勢、大野ダム建設計画への取り組み

埼玉県は現在でも大野ダム建設を進める方針です。2年前に作られた大野ダム建設事務所（予算消化の侧面が強い）が減員されるといった変化は若干あるようです。しかし、これで大野ダムができなくなったら楽観的に考えることはできません。埼玉県はたしかに人口増加が著しく、安定水利権の少ない県として、ダム開発を必要だと思わせるような条件がそろった地域だからです。

今年3月、私たちは国土問題研究会に依頼し、現地準備調査を行ってもらいました。やはり、地滑りの危険性が高く、地治水効果も期待できない（むしろ荒川との合流点では危険性が増す）ことがわかっています。今後私たちは、治水、利水面だけでなく、地域社会や自然への影響といった点からも厳しく大野ダム建設を検証し、「中止ダム」に追い込むまで取り組みを進めていきたいと考えています。また、大野ダムだけでなく、埼玉県全体の利水と治水をどうすすめていくのか、幅広く他地域の方々とも連携して、埼玉県のダム開発を見直していきたいと思っています。

#### 都幾川・大野ダムを考える流域住民の会

代表 渋谷登美子 〒355-02 埼玉県比企郡嵐山町平沢254-64  
事務局 松本浩一 〒355 埼玉県東松山市材木町16-24

## <新潟発> イヌワシと水をまもれ

～湯之谷揚水発電・佐利川総合開発の両計画の見直しを求めて

イヌワシネットワーク 高見 優

### 1) 新潟にもう発電所＝ダムはいらない

昨年の夏、新潟県巻町の住民は、住民投票によって「原発はいらない」という意思表示をしました。新潟県にはすでに県内で使いきれない発電設備(164)があり、発電量の7割以上が東京方面に「輸出」されています。それなのに、さらに180万キロトもの発電設備を作ろうというのが湯之谷揚水発電計画(総工費約4000億円)で、世界一の発電量を誇る柏崎原発(東京電力)などの夜間電力を使って、下ダムから上ダムにポンプで水を汲み上げ、昼間は400mの落差を利用して発電しようというのです。

これまでにつくられた揚水型の水力発電所の全国稼働率はわずか7%程度で、一年のうち一月も動いていない。つまり今でも通常は電気が余っており、夏場の数週間の、しかも日中(土日は全く問題がない)のわずか数時間にクーラーをつかうとき足りなくなる恐れが将来でてくるという理由で、平成11年に着工し19年から稼働する計画なのです。しかし、そのころはもう日本の人口はピークを過ぎて減少はじめています。

### 2) 政府系特殊法人＝電源開発(株)

経済情勢の変化によってこれから先は電力や水の需要の低下が見込まれているのに、政府や財界、御用学者らは相変わらず過大な需要を想定し、ムダで投資効果が少なく環境に悪影響を及ぼす恐れのある発電所・ダムの公共事業を多数計画しています。そして政官業のトライアングルを支える利権癒着構造を維持するために、硬直した予算配分をし、財政投融資を使い、天下り官僚のいるゼネコンや特殊法人に公共事業が回されているのです。

電源開発促進法(S27年)によって設立された電発(株)(電源開発株式会社:株主は大蔵省<66.7%>と9電力会社)は、戦後復興の象徴とされた佐久間・田子倉・奥只見・御母衣ダムなどを手がけ、全国で63の発電設備(水力・火力・地熱)を保有し、原子力開発まで着手する国策会社です(いま民営化の対象にされている)。

国策プロジェクトには莫大な資金が投入されるので、常に黒い霧が漂っています。映画「金環蝕」に描かれた九頭竜ダム事件

(1965年)は、池田勇人が自民党総裁三選の工作資金を得るために、鹿島や電発(株)と結託して5億円を浮かせたといわれています(佐高信「企業事件史」)。湯之谷揚水発電計画の事業者は新潟県と電発(株)、そして施行業者は大手ゼネコンの鹿島だとされています。

### 3) 本当に多目的？＝佐利川ダム

湯之谷揚水発電計画の下ダムが佐利川ダムです。このダムは、佐利川下流域で洪水が多発したことがきっかけで、県が昭和45年ころから調査をはじめ、当初は高さ60メートルの計画で、治水のほかに水道および克雪の用水が事業目的でした。ところがその後電発(株)が、揚水発電のための下ダム(95m)として利用したいと申し出て、県との共同事業になったのです。

しかしその後、下流域の河川改修が進み治水事業の目的が薄れただけでなく、二つのダムの間を上下する水は果たして水道用水として適切なのか、水道用水の事業対象地区(小出町・湯之谷村)の地元住民は不安感を抱いています。24時間風呂が細菌発生で問題になりましたが、365日水循環(停

留)ダムの水質悪化が心配です。

両町村ともこの10年間人口は横ばいで今後も増加する予測はないのに、なぜ現在の供給量をも上回る新たな給水が必要なのでしょうか。近隣の地域ではダム建設による給水の結果、水道料金が軒並み上がり、2倍近くに達しているところもあります。

### 4) 絶滅危惧種イヌワシを守れ

絶滅が確実になり、生き残った最後の一羽のトキ(朱鷺)が佐渡にいます。イヌワシをトキの舞にするなど自然保護団体が叫んでいます。イヌワシは全国に300羽まで減少(明治初期は3000羽生息)し、国の天然記念物・絶滅危惧種に指定されている大型猛禽類で、奥只見地域は全国最大の生息地です。

イヌワシは、豪雪の降る山岳地帯のブナ林に棲むノウサギやヤマドリ・ヘビなどの狩りをして餌とします。餌となる動物が生息するために必要なブナ林は、その根を支える豊富な土の保水効果があり、ブナ1本で約6トンの水を貯えると言われており、山からその水と栄養分を運ぶ川によって、下流に住む人間や海の魚たちに恵みを与えてくれます。それに気づいた海の漁師たちが「森は海の恋人、川はそれをつなぐ恋文」と言って、山に登って植林をはじめました。つまりイヌワシやクマタカなどの猛禽類が棲む自然は、人間にとっても大切でかけがえのないものです。

### 5) 村を変えよう、政治を変えよう

「イヌワシの棲む郷土の自然を孫子に残したい」と訴えて、星武利さんが湯之谷村長選舉に出馬しました。結果(8/3)は星さんが、ダムで水没するランプの宿「駒の湯山荘」など地権者や温泉旅館その他から26%もの支持票を集め、「ダム建設に反対する村民は一人もいない」と豪語していた現村長(再選)の言っていたことは誤りであることが証明されました。

この選挙の直後(8/26)に、建設省が「ダム事業の総点検」結果を公表し、県内では佐利川ダムを含む5ダムを「足踏みダム事業」としました。新潟県は土木予算の割合が高く、代議士それぞれの選挙区にある河川ごとに利権が絡んでいると言われています。しかし「補助金行政は数十年、大自然は何万年もの価値がある」という星さんのように主張しそれを支持する人々が、「列島改造論」をぶち上げた有名政治家のお膝元からも出てきたのです。星さんは「郷土の自然を未来につなぐ会」の代表として、仲間と一緒に選挙後も元気に活動しています。

### 6) これからの運動

国のエネルギーや水需要などの長期計画は、政官財学などが一体化した癒着システムの中で「合法的」に決定されるので、このシステムを変えなければなりません。そのためには地域で「市民の政治」を担う市民政党とその全国ネットワークが不可欠です(拙著「市民新党にいがたの挑戦」(白順社)を参照されたい)。そして各地の市民運動とその全国ネットワークが大切です。

国の長期電源開発計画は電調審(電源開発調整審議会)で決められますが、今年7月に開催された電調審では1997~2006年に約7,413万kWの電源を確保する必要があるとして、今回8つの計画を認めました。しかしそのうち実質半分の地点でイヌワシなど猛禽類対策が焦点となっているのです。

大蔵省の某元高級官僚は「予算を削らないといけないとき、地元の反対の声は頭に浮かぶ」と言います。電発(株)の歴代社長はすべて通産事務次官であり、その開発優先の通産省・電発(株)・ゼネコン、財政削減の大蔵省、ダム見直しの建設省、イヌワシ保護の環境庁、そして市民が選ぶ政治家と私たち市民自身とその団体などがぶつかり合っています。最後の勝負はやはり力で決まるのか?市民の力を結集しましょう!

## 松倉ダムは本当に必要か？

### 松倉川を考える会

事務局長 鎌鹿隆美

1992年12月、突然松倉川（函館市東部）の上流にダム建設計画が浮上しました。河畔林や滝が四季折々の姿を見せる松倉川の自然環境は道南の奥入瀬と呼ばれ景勝地として市民に親しまれています。最近の環境調査で絶滅危急種のヒメスギランをはじめとする代表植物12科16種と危惧種のエゾモモンガなどの哺乳類。鳥類に至ってはクマタカなどの環境指標の高レベルな猛禽類も確認されています。それもダム堪水予定区域周辺（約60km）のみの調査で発見されました。このように多様な動植物相をもつことも明かになって貴重な生態系として再認識されています。

しかし、私たちの生活に本当にダムが必要であれば、どんなに素晴らしい松倉川の自然環境でも、その建設による最小限の犠牲は覚悟しなければならないでしょう。問題は「今なぜ松倉川にダムか？」その一点に絞られます。

多目的ダムの計画内容を調べる過程で、その必要性の根拠に納得できない強い疑問が生じ、函館市長あての公開質問状や行政側も参加したフォーラムなどを通じて多くの疑問を投げかけてきました。しかし、現在でもそれは解消されていません。

水が不足すればダム、洪水が起こればダム、といった発想のみが先行し、その必要性や効果についての議論が十分になされていないのです。そもそも水不足や洪水の内容、原因についてキチンとした分析が成されていないのですから。建設目的あるいは310億円という莫大な金額の効果が議論できないのは当たり前かも知れません。

ダム建設による自然環境の壊滅的打撃は各地で報告されている通りで、ダムが「地域おこしや集客になる事業」とは期待値であることを実証される時代が始まりました。水不足や洪水問題が発生したときに私たちは「ダムは最終手段」ということを決して忘れてはならないと考えます。

「松倉川を考える会」では、水不足や洪水に対する必要性、妥当性、効果、緊急性のどれをとっても、いま松倉川にダムを造らなければならない理由は見当たらないと考えています。また、フォーラムでのアンケート結果や写真パネル展などの市民の反響をみると、市民がダム建設を受け入れているとはとうてい考えられません。

北海道は今年7月「時のアセスメント（時代の変化を踏まえた事業・政策の再評価）」で松倉ダム建設、士幌高原道路建設を含む6事業をリストアップして再評価にのりだしました。松倉ダムを挙げた主な理由は「情報公開と住民合意形成に問題をかかえており、事業が長期間停滞する恐れがある」としているようですが、ごく最近の広報では「自然環境が極めて貴重であり、（自然への）住民要望と社会的状況が変化する傾向にある」と自然環境にも特筆すべきものがあることを認めています。これに並行して事業主体の北海道士木部は松倉ダム建設計画を強引に進める意を和らげて、松倉ダム建設一辺倒だった治水計画を「松倉川総合治水計画」と名を変え、市街地の遊水地造成を積極的に進めるなど「考える会」で提案した対策を展開するに至っています。

いっぽう建設省は今年8月、北海道が「時のアセス」指定にした、松倉ダム、白老ダム、トマムダムに対して来年度の予算要求を行わない「休止事業」として登録いたしました、行政改革による公共事業予算の削減はやっと建設予算（10%削減）にもメスが入ったわけです。これを境に他の無意味なダム建設の再評価につなげて行きたいものです。建設省河川局の決断のきっかけはまさに「時のアセス」に松倉ダムほかが挙げられていたことだとき考えていました。ただ、道土木部では「引き続き治水調査が必要」として約3000万円の独自予算を組んで事業継続の路を探っているのも現実です。

国の「休止」の判断について函館市は「時のアセスで地元自治体の意見を十分聞くとしており、北海道と連携をとって対応する。=市長」当ダムの必要性を引き続き訴えていく構えで背水の陣をとっているようです。

しかし先頃、市が利水目的のより所としていた西暦2016年に函館市の人口が32万人（97年現在29万5千人）説が崩れて「西暦2000年に再計算=市長」と下降修正をせざるをえない発表をしました。がしかし「人口が減っても水洗化域の拡大で給水量は増加。中水利用はコスト高。節水は意味ない=水道局」とダム建設に向けて態度を硬化させています。函館市の財政は公立大学の設立など大型プロジェクトが軒並みに予定されて、いわば債務フローは彼産寸前だと推測されています。松倉ダムの市の負担金は83億円と高額です。すべて市民に負担が及ぶことは間違ひありません。

住員合意が困難とした北海道。それを受け休止をした建設省。補助事業が何としても欲しい函館市。いちばん住民の安全と利益を考えなければならない函館市が柔軟な姿勢をとうていのが残念です。

この11月初旬に初めての「住民説明会」が開催されます。北海道や市の説明するダム必要論が住民を納得させられるかは甚だ疑問です。さらに松倉ダム反対を打ち出している漁業団体も説明会に注目をしています。

「考える会」では活動の一員として「清流、松倉川」という本を出版しました。市内では一躍ベストセラーとなり、滋賀県を始め各地の自治体からも購入依頼が相次ぎました。東海大学では環境問題のテキストとして使われています。

こんな運動の展開が北海道、建設省を動かしたのかもしれません。また、各地の団体や個人との情報交換も休止への波動となったのは事実だとき考えています。有る一定の成果を得るためにには「対立する構図から、共に歩み原点にもどす」そんな活動が大切だと考えています。

「時のアセス」では松倉ダムの再評価を来春まで終了して6月頃結論を出したい、としています。北海道の幹部曰く「松倉ダムを『時のアセス』のモデルケースにしたい」と語っており、私たちもそれに振り回されず、ありとあらゆる手法を使って松倉ダム問題を収束させたいと考えております。

なお、詳しい活動などは「清流、松倉川」に記載されていますので是非お読み下さい。

## ダム事業見直しについて

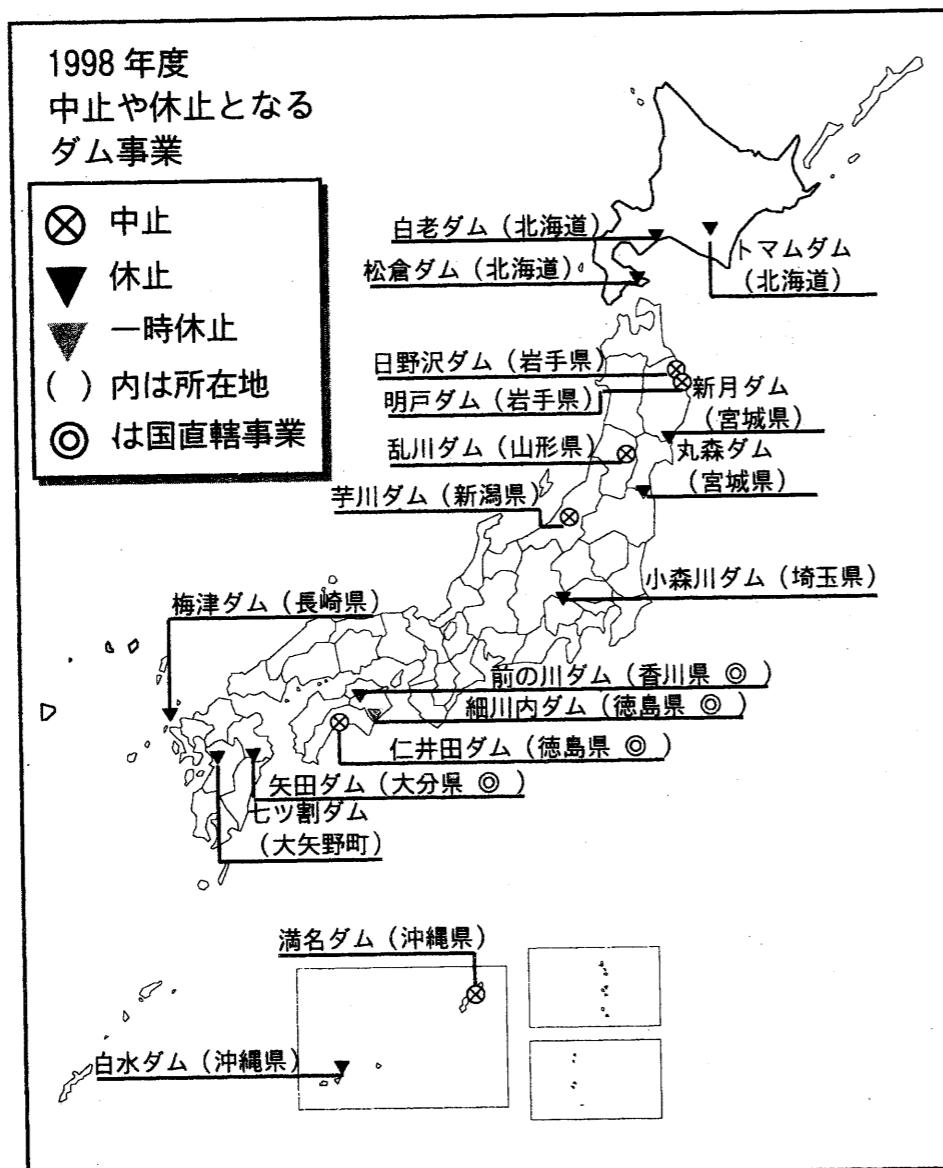
上月 浩

建設省は8月26日、1998年度予算の概算要求にあたって全国各地のダム事業について、「必要性や緊急性が薄れたとして6カ所の中止を含め約88カ所の計画見直しを発表した。「一度動き出したら止まらない」と言われる公共事業の中では、今回の措置は異例。公共事業費削減のあおりを受けているとは言え前例のない措置が取り入れられたことに対しては、ある程度の評価には値する。しかし、見直し対象の約八割の約70カ所は事業費は認めないものの基礎調査は続行する「足踏み」事業にするなど、財政の好転や地元の条件が整えばいつでも再建可能な道を残すなど、本格的なダム事業見直しとは言えない面もある。また休止ダム事業については、基本的には代替案の検討を行う位置づけとなっており、今後どのように形を変えて事業が復活するのか不明である。今後の動向を注視する必要があるだろう。

## &lt;総括&gt;

足踏みダムは事業の進行に遅れが生じただけで、基本的には続行宣言が出たというくらいに据えていた方が良いかもしれない。

休止ダムについては何らかの思惑（方向性）があると見た方が良い。今の段階で思惑（方向性）の見えないダムは、足踏みダムとなっているはずである。「休止」という語がついているが、あくまで今の事業計画を休止して、代替案の検討を行うのであり、別の形で事業が復活する可能性は大きい。（「トピックく 小森川ダム建設事業休止の不可思議」参照）



## &lt;建設省発表ダム事業総点検結果&gt;

中止ダム事業

水需要の見込みが無いことや、より優れた治水上の代替案の判明などの理由により、中止の判断をしたダム事業

## 1) 平成10年度に予算要求をしないダム事業（中止、休止ダム事業）

	直轄事業	補助事業で生活貯水池除き	合計
中止ダム事業	0	3	3
休止ダム事業（小計）	3	6	9
(1)休止ダム事業	2	6	8
(2)一時休止ダム事業	1	0	1
合計	3	9	12

☆この他、生活貯水池のうち、3カ所が中止、3カ所が休止となる。

休止ダム事業

## (1)休止ダム事業

事業の緊急性や地元状況等から、平成10年度の予算要求を行わず、代替案も含めた見直し検討を行うダム事業

## (2)一時休止ダム事業

ダム等事業審議委員会の審議の結果を待って判断するダム事業

足踏みダム事業

平成10年度に最低限必要な基礎的調査以外に工事や調査を進めることができない（足踏み状態）ダム事業

## 中止、休止、足踏みダム事業の一覧

### 1) 中止ダム事業

ダム事業名	地建等名	事業地
(補助事業で生活貯水池除き)		
日野沢ダム	岩手県	岩手県山形村
乱川ダム	山形県	山形県東根市
満名ダム	沖縄県	沖縄県本部町
(生活貯水池)		
明戸生活貯水池	岩手県	岩手県田野畠村
芋川生活貯水池	新潟県	新潟県山古志村
仁井田生活貯水池	高知県	高知県土佐山田町

## 2) 休止ダム事業（予算をゼロとして見直すダム事業）

## ① 休止ダム事業

ダム事業名	地建等名	事業地
(直轄事業) 前の川ダム 矢田ダム	四国地建 九州地建	香川県琴南町 大分県大野町
(補助事業で生活貯水池除き) 白老ダム 松倉ダム 新月ダム 丸森ダム 小森川ダム 白水ダム	北海道 北海道 宮城県 宮城県 埼玉県 沖縄県	北海道白老町 北海道函館市 宮城県気仙沼市 宮城県丸沼町 埼玉県両神村 沖縄県石垣市
(生活貯水池) トマム生活貯水池 梅津生活貯水池 七ツ割生活貯水池	北海道 長崎県 熊本県	北海道占冠村 長崎県郷ノ浦町 熊本県大矢野町

## ② 一時休止ダム事業

ダム事業名	地建等名	事業地
(直轄事業) 細川内ダム	四国地建	徳島県木頭村

\* 中止ダム事業 : 水需要の見込みがないことや、より優れた治水上の代替案の判断などの理由により、中止の判断をしたダム事業

\* 休止ダム事業 : 事業の緊急性や地元状況等から、平成 10 年度の予算要求を行わず、代替案も含めた見直し検討を行うダム事業

\* 一時休止ダム事業：ダム等事業審議委員会の審議の結果を待って判断するダム事業

③ 足踏みダム事業（平成 10 年度に最低限必要な基礎調査以外に工事や調査を進めることができないダム事業） ☆ この他、生活貯水池約 30 箇所が足踏み状態となる。

ダム事業名	地建等名	事業地
(直轄事業)		
江戸川組合開発	関東地建	東京都江戸川区
荒川第二調節池総合開発	//	埼玉県浦和市、大宮市
荒川流水総合改善	//	埼玉県大滝村
荒川上流ダム再開発	//	埼玉県大滝村
横山ダム再開発	中部地建	岐阜県藤橋村
上矢作ダム	//	岐阜県上矢作町
木曽川導水	//	愛知県犬山市
木曽川流水総合改善	//	岐阜県久瀬村
猪牟田ダム	九州地建	大分県九重町
城原川ダム	//	佐賀県脊振村、神崎町
七滝ダム	//	熊本県御船町
緑川流水総合改善	//	熊本県砥用町
高遊原地下浸透ダム	//	熊本県益城町
座津武ダム	沖縄総合	沖縄県国頭村
(補助事業)		
中村ダム	青森県	青森県鰺ヶ沢町
真木ダム	秋田県	秋田県太田町
大野ダム	埼玉県	埼玉県都幾川村
奥胎内ダム	新潟県	新潟県黒川村
儀明川ダム	//	新潟県上越市
佐梨川ダム	//	新潟県湯之谷村
羽茂川ダム	//	新潟県羽茂町
入川ダム	//	新潟県相川町
芦川ダム	山梨県	山梨県上九一色村
大仏ダム	長野県	長野県松本市
湯道丸ダム	富山県	富山県小矢部市
片貝川ダム	//	富山県魚津市
河内ダム	石川県	石川県中島町
所司原ダム	//	石川県志雄町
男川ダム	愛知県	愛知県額田町
金出地ダム	兵庫県	兵庫県上郡町
武庫川ダム	//	兵庫県宝塚市、西宮市
飛鳥ダム	奈良県	奈良県高取町
中部ダム	鳥取県	鳥取県三朝町
関川ダム	広島県	広島県広島市
木屋川ダム	山口県	山口県豊田町
大河内川ダム	//	山口県長門市
和食ダム	高知県	高知県芸西村
寒田ダム	福岡県	福岡県築城町
轟ダム	長崎県	長崎県高来町
路木ダム	熊本県	熊本県河浦町

## トピック＜小森川ダム建設事業休止の不可思議＞

上月 浩

建設省が発表したダム事業総点検結果の休止ダム事業9ヶ所のリストに埼玉県の小森川ダムが入っていた。小森川ダムは水源地においてあまり名前があがってこないなじみの薄いダムであるが、埼玉県補助事業のダムであり、ダム高は100mを超える補助ダムクラスではかなり大きなダムである。またダムサイトは秩父地方赤平川水系小森川に位置し、周辺はキャンプ場があるほか水没予定家屋は少なく、流域面積21.6km<sup>2</sup>で、埼玉県広域水道の都市用水開発、赤平川の洪水調節、および渇水対策を目的とした多目的ダムであった。

小森川ダム休止の記事を見たときに私は即座に「なるほど、そうきたか」と思った。話を説明する前に私と小森川ダムの関係を述べると、10年前私は建設コンサルタント企業の河川計画担当技師として、埼玉県ダム砂防課からの委託業務として埼玉県ダム適地調査を行っていた。この時、この小森川ダムに目をつけた。このダムは地形、地質条件が非常によく、荒川水系では現在建設中を除き唯一実現可能なダムサイトといつても良いものであった。私は当時小森川ダム計画の主任技術者となり、埼玉県の担当者とともにこのダムの実現に動いた。ダム実現にはまず実施調査要求を建設省に承認してもらい、予算を獲得する必要があるのだが、これにあたって困ったことが二点あった。

一点目は根本的な問題であるが、事業の費用効果が出ないのである。埼玉県は実際渇水には苦しんでおり、たびたび県民は給水制限を受けている。埼玉県は都市用水を千葉県等から購入していることもあり、どうしても自前の水源がほしかった。(荒川水系にはダムが多くあるが、埼玉県の持ち分は合角ダムしかなかった)しかし小森川ダムの事業費を都市用水だけで負担することは不可能である。ここで他の多くのダムでもやっているように洪水調節の目的で国庫負担をもらい、都市用水の負担を軽減させる必要があるのだが、ダムサイト下流は人家も少なく、洪水被害予想額があまりにも少なく治水の費用効果が出せない状態であった。(もっともこのような問題はどこのダムにも発生しているのだが、小森川ダムは特にひどかった。)

二点目の問題は、このダムサイト下流に建設省が間庭ダムという荒川上流ダム群の一つを計画したことである。間庭ダムサイトはあまり地形、地質条件も良くなく、建設省は先に滝沢ダム、川又ダムの開発に着手していた。小森川ダム開発を埼玉県が行うには、この間庭ダム計画は建設省に手を引いてもらうことになり、建設省との調整が必要となる。

実施調査要求を建設省に提出したが、上記二点の特に二点目の間庭ダム計画との調整の問題で建設省は難色を示した。(もっとも一点目のような治水の費用効果が出ない問題に対しては、一般に建設省は資料の提出は求めるが、あまりうるさくはない)埼玉県も合角ダムの建設工事が終わりをむかえ、次の建設予定であった大野ダム(今回足踏みダムとなる)は比較的小規模であることから、小森川ダム建設事業実現にはかなり力を入れていた。

実施調査要求後は、政治的な駆け引きの様相が強まってきた。当時の埼玉県担当者も「(小森川ダムは埼玉県か建設省か)どうなるかわからないな」という言い方をしていた。そんなある日、「小森川ダムは埼玉県に決まった」という知らせが入ってきた。その後の打合せの中で、建設省担当者は「小森川ダムを県に取られてしまった」と言っていた。決定にあたってどのような政治的な動きがあったのか、一技術担当者の私にはわからない。とにかく小森川ダムは埼玉県が建設を行うことになった。

実施調査要求は認められたが、次の建設要求はなかなか認められなかった。先の一点目の費用効果の問題点を建設省はさかんについてきたのだ。本来一点目の問題は事業の必要性、妥当性の根幹に関わるため、

建設省がこの点をついてくることは真っ当だと言えるのだが、他のダムにはあまり深くは言ってこない。なぜか小森川ダムには厳しい治水妥当性をチェックしてきた。さらに利水についても厳しい条件を建設省は付けてきた。既設、既計画ダムに影響が出ないように、貯留制限日を設けてきた。貯留制限とは他のダムの水運用に支障が出ないようにある一定期間はダムの貯留を認めないことである。要するに貯留制限期間は、ダムに入ってきた水はそのまま放流し、さらに新規開発の都市用水を上乗せ放流しなければならない。荒川上流のようなダムが密集しているところで、後発ダムに貯留制限が設けられるのは当然であるのだが、その期間があまりにも厳しかった。年間の3/4、しかも夏場はほとんど貯留制限期間とされてしまった。このため小森川ダムの新規開発水量は0.25m<sup>3</sup>/s(合角ダムの1/4)と少なく、原水単価はかなり高いものとなってしまった。

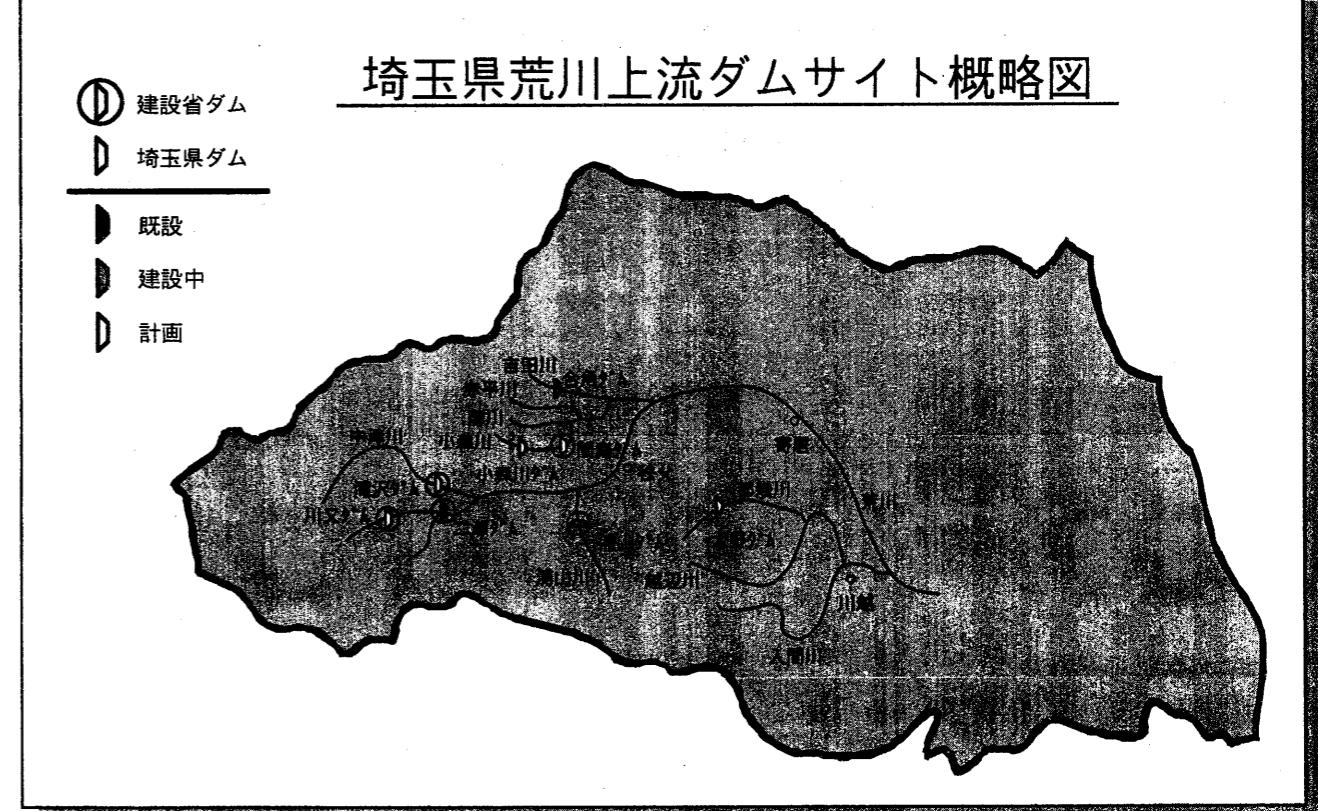
このように建設省は小森川ダムには厳しい条件を出し、最後まで建設要求を認めなかった。

今回のダム事業見直しで小森川ダムは休止ダムとなった。治水妥当性が出ないダムが休止になったことは素直に受け止めるべきかもしれない。しかし私はそう素直には受け止められない。先に言ったようにこのダムは、地形地質条件がよく、水没家屋が少なく、しかも大きな反対運動もなく、ダム建設には非常に適しているのだ。治水妥当性がない問題は、赤平川支流では妥当性がないだけあって、建設省の荒川上流ダム群という位置づけでは、治水妥当性の根拠付けはいくらでも付けられるのである。

休止ダム事業の定義は、「代替案も含めた見直し検討を行うダム事業」となっている。建設省はこのダムサイトを欲しがっていた。見直した結果、小森川ダムを荒川上流総合開発の位置づけに組み込む可能性は大きい。もしそうなれば小森川ダムは、隣の薄川からの導水事業ともあわせ、さらに巨大な事業となって復活するであろう。

荒川上流は東京都の水瓶という位置づけからあまりにもダムが多い。上流部の自然をこれ以上破壊してダムが必要であろうか。小森川ダムの今後の行方には注視していきたい。

埼玉県荒川上流ダムサイト概略図









## 川辺川ダム

- ・ダム審議会は何ら法律に基づく制度ではなく、これを設置せずとも何ら違法ではなかったが、何らかの形でダム批判の運動や世論に対応しなければ建設省のダム事業を円滑に執行しにくい状況に直面していた。
- ・そのために建設省が採用した儀式がダム審議会であった。儀式は役割を終えれば消滅して責任の所在そのものが無くなる都合の良いものである。
- ・またどのダムにこの儀式を行わせるかも建設省の自由裁量であり、反対運動が起きている13のダムにのみこの網をかぶせたことは、直接的には事業執行に困難を生じている13のダムについては自治体と賛成派の学者を動員してダム事業の追認や促進体制の整備を行なうとともに建設省の“公正”な姿勢を社会に示し、世論に受け入れさせるネライを定めたものであろう。
- ・亀井前建設大臣は木頭村をダム審に引っ張り込むのに執着し、「ダム審に入ってこなければ民主主義のルールを守っていないことになる」などと発言していたが、ダム審は建設省が法に基づかず勝手に作った無責任な儀式に過ぎず、これは何ら根拠を持たない発言である。
- 儀式にかける手間などかけずとも建設省が独自に判断で中止などの措置を取らざるを得なくなったダムが幾つも出てきたという事実が、亀井発言を完全に否定している。建設省が執着しているのは、木頭村のダム事業をあきらめざるを得なくなるとしてもそれは村長の姿勢や村民の反対運動の故ではなく自らが設置したダム審による主体的判断としての結果であることを世論に示しからに他ならない。その場合儀式の権威は保たれ、その公正性を世論に訴えることができる。建設省は完敗を免れる。
- ・川辺川の場合をみると、ダム審が標榜する公正さは促進の答申を得られる限界の範囲においてのみ採用されたにすぎない。
- ・実質上ストップせざるを得なくなったダムにおいても、一時休止ダムや足踏みダムのように建設省は完全にあきらめたのではなく、常に復活の機会を窺っており、建設省の姿勢は全く変わっていない。

## なぜ儀式というのか

- ・建設省がルールをつくり、建設省が設置し、建設省が事務局を務め、建設省が事業説明をするという1人4役をこなす建設省の独壇場であった。

- ・建て前では、
  - ①事業中止もあり得る審議を行う しながら、実際には中止があり得ない委員構成とし、住民・農家・漁協の意思意見を黙殺して地方行政当局や農政局の意見のみを聴取、採用し、科学的検討を加えることを回避し、資料を出さず建設省の説明で委員を納得・黙認させた。
  - ②地域の意見を的確に把握する しながら、住民・農家・漁協の意思意見を黙殺して地方行政当局や農政局の意見のみを聴取、採用し、科学的検討を加えることを回避し、資料を出さず建設省の説明で委員を納得・黙認させた。
  - ③客観・透明・公正・中立 しながら、住民・農家・漁協の意思意見を黙殺して地方行政当局や農政局の意見のみを聴取、採用し、科学的検討を加えることを回避し、資料を出さず建設省の説明で委員を納得・黙認させた。
- ・中でも実施段階のダムにおいては特に委員の構成が全てであった。計画段階の事業においては地元市町村は住民の反対の意見を受け、ダムに批判的立場に立ち得るし、その立場で意見を出すこともできる。実施段階での市町村はダム関連予算補助金づけにされており、促進協議会や促進決議で固められていた。水没予定地住民は今更補償金をもらえないではどうにもならないという事情も加わって、いわゆる苦渋の選択を強制された。
- このような状況下にある市町村長などが多数を占める委員構成ではこれまでの推進方向を追認する答申となるのは必然であった。
- ・必要性が稀薄であるどころか、地域に取り返しのつかないダメージを与えるダム事業が同時に膨大な浪費を国民に払わせるものであることを国民に広く知らせ、実施段階の事業途中でも再評価するシステムをつくり、中止後の地域の再生にこそ国民の血税を使うべきであるという世論を起こし、政治の課題とさせなければならない。
- ・そのためには、運動の範囲を地域・流域・全県・東京と広げ、特に東京において世論を喚起する必要がある。
- ・また課題の種類としては、地方選挙（特に首長）や住民投票（直接請求）裁判、政党政治家への働きかけ、学者専門家の活用（特に治水）などがあり、これらを重層的に組み合わせ組み立てていく必要がある。
- ・又、行政改革の中、遅れた名称と実態の河川局開発課を廃止してたとえば河川環境課に改めることも提起すべきではないか。
- ・せっかく建設省が13のダムに共通する審議会をつくってくれて、共通性を持たせてくれたのだから、個々の運動体が審議会に取り組むだけでなく、現時点においては全国一斉の行動、例えば該当ダム審議会の答申を無効として、該当ダムの建設中止を求める署名運動を全国一斉に展開することを提案する。

# 苦田ダム建設事業審議委員会の総括と 今後の取り組み

ストップ・ザ・苦田ダムの会  
矢山 有作

## 【I】審議委員会の総括

苦田ダム建設審議委員会は1995年8月29日に設置された。委員は行政側8名、学識経験者4名の12名である。行政側は知事を始め、ダム推進派、学識経験者は岡山大学長（医師）、中国銀行副頭取、山陽新聞社社長、県婦人議長会長で、ダムや河川問題については学識も、経験もないと思われる人ばかりの構成である。

3回開催された委員会は、すべて関係住民、ダム反対の市民団体の傍聴を拒否して行われ、議事録も公開されなかった。従って、以下に述べる委員会の状況は全て、当時の新聞報道によるものである。

第1回委員会は、同年10月11日に開催され、委員長に岡山大学学長小坂二度見氏を選び、中国地建から審議委員会設置の主旨が説明された。先ず、委員会の公開問題が協議され、一般公開は認めず、報道機関のみに原則公開とした。委員からは、今の段階での審議委員会設置に対する不満やダム是非の論議は今更必要ないとの発言が続いた。

第2回審議委員会は、第1回委員会後、7ヶ月余りも放置されていたが、96年5月30日開催された。中国地建から苦田ダム建設事業の説明と、市民団体が各委員宛に提出していた苦田ダム計画の疑問等についての見解が述べられた。委員は説明を聞くのみで、これに対する質疑も意見もなく、ダム建設に関連する要望や早期完成を求める発言の続出で、小坂委員長も「苦田ダムは、関係機関で事業を決議している。また、関係町行政も建設に賛成しており、ダム建設前提の整備が進んでいる」と述べ、次回で委員会としての見解をまとめたいと発言し、終了後の記者会見では「今さら、ダムの是非を論議するつもりはない」と述べ、公聴会を開く考えもないことを表明した。

この委員会の実体にあきれかえったある新聞は、「お粗末、苦田ダム審議委員会」との見出しで、「ダム事業の是非を問う声はなく、建設側に事業推進などを求める声のみで、事業を速やかに推進する“陳情”的な相を呈していた」と報じた。

第3回委員会は6月10日開かれ、河野岡山大学環境理工学部長が「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」について説明、中国地建は前回の委員会で出されていた要望につき見解を述べた。委員からの発言もなく、小坂委員長

が「ダム建設の是非については、長年論議を尽くしており、ダムの必要性は十分理解でき、事業の推進を認めたい」と発言して答申案を提示し、全員一致で承認された。

委員会終了後の記者会見で委員長は、「ダムの是非については議論し尽くされており、この審議委員会ができたことで地元も不安を感じており、早い結論を出すべきだと考えた」と述べた。

某紙の「記者手帳」は「ダム審の早急な結論に疑問」「本当に審議をつくっていたのか疑いたくなる加速ぶり」云々と述べたうえで、反対団体の「でたらめ」という言葉が耳に残ると書いている。

答申は「現時点での苦田ダム建設の是非にまで遡って議論を行うことは適切ではないと考える」と断言し、苦田ダムは治水、利水上必要性も高く、苦田ダム計画は推進されるべきもの考える云々と述べ、新たに、発電施設の併設、農業利水への対応につき実現を求めている。

奥津町あげてのダム反対の押え込みに狂奔し、水没地権者を追い出し屈伏させてダムを承認させ、NHKの「クローズアップ現代」で、ダム審議委員会の設置に疑問を表明、委員会の場でのダム論議を否定する当時の長野知事の推薦する委員に、まともな人物のいるはずもなく、委員会は当初から、ダム論議を否定し、地域住民等からの意見聴取もせず、公聴会も開かず、ましてや、専門家からなる専門調査委員会の開催もなく、わずか3回、ダム論議皆無の実質数時間の“談合”で、「現時点での苦田ダムの建設の是非にまで遡って論議を行うことは適切でない」と建設省のダム等審議委員会設置の主旨すら真っ向から否定し、ダム推進の答申を出したのは“ダム審”は建設省の「お墨付機関」という以前の問題である。

## 【II】今後の取り組み

(1) 39年に及ぶ苦田ダム反対運動のなかで、昨年9月はじめて、建設省参加のもとに苦田ダム問題シンポジウムを開催し、続いて本年6月にも2回目を開催出来たので、引き続いて実施し、苦田ダムの必要ないこと、その危険性、環境破壊等の諸問題を明らかにし、ダム阻止の世論作りに務める。

(2) 苦田ダムの場合、現基本計画の改定は必至であるので、改定河川法とのからみもあり、中国地建や存続中の審議委員会に働きかけ、審議のやり直しを求めてゆく。

(3) 高等裁判所に係争中の苦田ダムをめぐる裁判の勝利に向け努力する。等に取り組んでゆく考えである。

## 【 苦田ダム建設事業についての答申 】

### I、建設事業の経緯

苦田ダム建設の経緯は、昭和32年に岡山県と農林省の構想として新聞紙上に発表されたことに始まる。これに対して、地元はダム建設阻止期成同盟会を結成した。さらに、昭和34年に合併により誕生した奥津町はダム反対を町として長い間ダム建設反対の立場を貫いてきた。その後、建設省中国地方建設局と奥津町の間で締結されたいわゆる42協定により、予備的な調査は着手されたが、以来、苦田ダム建設問題は岡山県内最大の行政問題の一つになった。

昭和56年、建設省は「苦田ダムの建設に関する基本計画」を公示し建設事業に着手したが、建設を推進する建設省と岡山県に対して、ダム建設阻止の地元町との間に深刻な対立が続いてきた。その後地元関係者および関係行政機関による多大な努力の結果、昭和61年5月にダム容認地権者団体との間で損失補償基準に関する協定を締結し、順次用地取得を始めるとともに、未同意地権者に対しても補償交渉が続けられてきた。その結果、平成7年3月には最後の未同意地権者団体である苦田ダム建設阻止期成同盟会が阻止活動を放棄するなどの経過を経て、平成8年5月末現在、関係世帯数504世帯のうち503世帯が同意し、残る未同意地権者は1世帯となっている。

このような状況の中で、昭和32年以降、一貫して苦田ダム建設に反対の立場にあった奥津町は、平成6年8月、町の将来の発展を考え、昭和34年制定の「苦田ダム阻止特別委員会条例」を廃止した。それと同時に苦田ダム建設事業および奥津町・鏡野町の地域振興対策が円滑に行われることを目的として、建設省中国地方建設局、岡山県、奥津町と鏡野町の間で「苦田ダム建設事業に係る基本協定書」が締結された。また、平成7年12月水源地域整備計画が策定され、現在、奥津町・鏡野町をはじめ岡山県等関係機関において、苦田ダム建設を前提とした地域振興対策事業が進められている。

### II、審議委員会の意見

1、苦田ダム建設事業の再評価を目的として昨年10月に設置された本審議委員会は、以下の理由により現時点で苦田ダム建設の是非にまで遡って議論を行うことは適切でないと考える。前述の通り、苦田ダム建設事業は、30数年の長きにわたって、地元の奥津町、鏡野町はじめ関係各自治体において、ダム建設の是非も含めて様々な議論がなされ、その過程において、建設事業が所定の手続きを経て決定された。そして、地元町や地域住民の方々はたいへん苦しい選択のもとで、結果的には、ダム建設に同意した。更に現在、家屋移転が大部分進み、国道付け替え工事などダム建設を前提とした整備が実質的に進行している。このような経緯を総合的に判断すれば、現時点で苦田ダム建設の是非にまで遡って議論を行うことは適切ではなく、ましてダム建設を中止するような

ことは社会的に容認されるものではないと考える。

2、本審議委員会としては、責任ある答申を行う立場から、苦田ダム計画の内容について市民団体からの意見書も踏まえて、改めて事業者からの説明、更に岡山大学環境理工学部の見解を聞いた。

- ①治水計画については、吉井川水系の水害防止という観点から、その必要性は高く、またその効果は十分期待できると判断した。
- ②利水計画については、平成6年の渴水状況や今後の水需要予測から判断しても、苦田ダム計画は推進されるべきものと考える。
- ③ダムの安全性については、現在の技術からして安全性は十分確保可能と考えられる。
- ④自然環境への影響については、これまで環境調査が行われており、特別大きな影響はないと考えられる。

3、本審議委員会は、苦田ダムにかかわるこれまでの長い間の経緯を踏まえ、更に苦渋の選択をされた多くの地元関係者の努力と心情に報いるためにも、苦田ダムが将来地域にとって公益的で喜ばれるものでなければならないと考える。そのため、事業の今後の進め方及び苦田ダムの有効利用については以下の通りに早期の実現に向けて努力されるよう提言する。

- ①ダム貯水池が有するクリーンなエネルギーを利用した発電の可能性について関係機関と早急に交渉に当たること。
- ②ダムの貯水池が将来にとって貴重な水資源になることに鑑み、鏡野町で計画されている、かんがい排水事業などの水需要への対応についても関係機関と早急に実現をはかること。
- ③入発電所にかかる水利用の実態を十分認識し、同発電所の扱いについて関係機関と調整を図ること。
- ④奥津町、鏡野町の地域振興については、振興計画を円滑に実施するとともに、計画作成以降の諸条件の変化に伴う見直しについても、関係機関の協力を得ながら早急に調整を図ること。

平成8年6月10日

苦田ダム建設事業審議委員会  
委員長 小坂 二度見

## 細川内ダムは事実上の「中止」

### ダム建設の時代は終わった

今年の6月10日、当時の亀井建設大臣は「細川内ダム工事事務所を廃止する」と発表し、さらに、「那賀川の治水、利水をダムでやろうとしたことは、白紙にもどす。村長が『待った』と言っている以上、尊重しなくては」と述べ、「事実上の細川内ダムからの撤退か」との記者の質問に、ズバリ「そうだね」と答えるなど、文字通り細川内ダム計画からの撤退を宣言しました。

これは、村内外はもとより全国的なご支援のおかげですが、

- (1)自治体として全国でただ一ヵ所木頭村は約30年間も反対し、基本計画さえないこと、
- (2)日本のダム造りの大先輩である米国では、グラインズキャニオンダムとエルワールダムを取り壊すように、ダムの時代ではないという世界的潮流と、環境重視の国内世論の高揚、
- (3)建設目的が不明確（国会の質問主意書への答弁書や建設委員会の答弁でも、  
①洪水調節流量の算出根拠があいまいで、過去の洪水実績より極めて過大に算出している。  
②下流の工業用水は、過去の10年間で約1.1倍しか増えていない。しかも回収水を除いた工業用水の使用量は1.04倍で、ほとんど増えていない。  
③水道用水についても、下流の阿南市などの給水人口は過去10年間で0.9倍と減少している。  
④農業用水はどれだけ使われているか調査していないなど）
- (4)国民一人当たり約1000万円もの借金で（衆議院議員石井紘基著「日本破産」や同議員の調査）国家財政が破綻し、ムダなダムの公共事業に回す金がなく、今年度の細川内ダム計画の予算も工事費から調査費へ異例の格下げとなっていました。当然と言えば当然のことです。さらに、建設省の「98年度予算」の概算要求はゼロとなっています。

### ダム事業審議委員会について

ダム推進の知事が委員を選ぶなど、どう見ても「推進の結論へ向けた審議会」としか言いようがありません。また、「幅広く意見を聞くのが目的」と、一見誰も反対しづらいことを言いながら、出発点の委員の選び方については、県内外の団体から知事だけが選ぶのは不公平なので、見直すように申し入れても、これを全く無視しています。

つまり、「いかにも幅広く公正に意見を聞くポーズを取りながら、反対や批判的な意見などは全く無視して、充分論議して推進を決めた」ことにするのがこの審議会の真のねらいでした。

### 拒否していたダム審議委員会へ向けて知事と会談する理由

- ①全国12カ所で審議委員会が設置され、マスコミでも大きく報道されており、これまでのように『法的根拠がないダム推進のお墨付き機関だから拒否』では社会的に理解が得られない時期に来ている。
- ②委員構成、予算の要求をしない、最重点要望事項の取り下げなど知事のかなりの譲歩や、事務所撤去の建設大臣の決断等から、これ以上の拒否を続けると、国や県と木頭村の対立が再び激化し、長期化が予想される。
- ③マスコミの論調や世論からも木頭村側が極めて不利な状況になる恐れがある。

### 審議入りの条件（県知事との会談における木頭村から県への要望）

- ①委員の半数を村の推薦とする。
- ②県から国への最重要要望事項の取り下げ。
- ③ダム工事事務所、生活相談準備所の撤退と県予算の凍結。
- ④建設省の50億円の使途、生活再建費等の明確化。
- ⑤公共事業の締め付けをしないことや、国道195号の早期改良など全8項目

### 審議委員会設置に基本的に合意

8項目にのぼる要望のうち、一部不満が残るもの、県側からもギリギリの回答が得られました。要望は概ね受け入れられたと判断され、知事との会談で審議委員会設置に基本的に合意しました。

今後は適格な委員構成をはじめ、眞の民主的な審議委員会へ向けて、最大限の努力をしていくこととします。

### 最近の動き

- |            |   |
|------------|---|
| 1997年4月11日 | 村長選挙後、村長と知事のトップ会談が行われた。                           |
| 1997年5月28日 | 2回目の村長と知事のトップ会談、村長は審議委員会設置に8つの条件を提示した             |
| 1997年6月10日 | 建設大臣は、来年度から細川内ダム工事事務所を廃止すると発表                     |
| 1997年7月10日 | 村長は四国財務局に出向き、局長に来年度細川内ダム計画に予算を付けないよう要望書を提出        |
| 1997年8月6日  | 3回目の村長と知事のトップ会談、条件に納得のいく回答が得られたとして審議委員会設置に基本的に合意  |
| 1997年8月26日 | 建設省は、平成10年度予算の概算要求で、細川内ダムの予算をゼロとし、事業を「一時休止」とすると発表 |

771-64 徳島県那賀郡木頭村大字出原字マエダ34番地

TEL 08846-8-2311 FAX 08846-8-2690

E-mail kitou@mail.netwave.or.jp

木頭村役場ダム対策室

## 吉野川河口堰計画の近況と課題

姫野 雅義

### ■次々に計画の根拠が崩れている。

その1 9月18日開かれた第7回吉野川第十堰審議委員会の席上、建設省は利水目的を計画から外すことを明らかにした。吉野川河口堰建設計画（建設省は第十堰改築と言っている）は、治水利水を2大目的とする特定多目的ダム事業である。計画では2市4町の水道用水を新たに生み出すはずであったが、吉野川下流域は水が豊かで早明浦ダムで開発した水も余っているため、その必要性が当初から疑問視されていた。撤回は当然のことであり、計画のずさんさが改めて浮き彫りとなった。だが建設省は河口堰によって「新たな水を作る」という目的そのものを撤回したわけではない。なんと河川環境改善のための利水を言い始めたのである。川をダム湖に変え大量の汚れた水を生み出し、その結果大きな環境破壊をもたらして来たのがこれまでの各地の河口堰の教訓であった。環境を改善するなど不可能である。語るに落ちたと言わざるをえない。

その2 治水面においても同様である。昭和57年の吉野川工事実施基本計画の改定によつて吉野川の想定洪水規模は80分の1から150分の1に引き上げられ、その結果第十堰が洪水流下の障害になる。よつて第十堰撤去＝河口堰建設が不可避である、というのがこの計画の治水上の中心理由であった。ところが建設省の計算結果は過去の洪水の水位で検証すると1mも高いうえその説明は幾度となく変わって来たため、流下能力不足は疑問視されていた。建設省は再三の要望にもかかわらず計算過程をずっと公表しなかつたが、当会が独自の水位計算を試みたところ計画高水位を30cm下回る結果となつたため、このほどやっとデータを公開した。それによると、計算の基礎となる第十堰の長さを現実より短く、その高さを現実より高く設定していたことが判明したのである。これでは実際の洪水水位と違う誤った計算結果がでて当然である。計算過程を公表するわけにはいかなかつたのはこんな現実離れた計算条件を設定していたためであろう。だがそうでもしなければ流下能力不足という結論を出せなかつただろうこともまた容易に想像できることである。現状でも150分の1の流下能力はあったのである。

その3 第十堰は江戸時代中期農業用水分流のため作られた石組みの斜め堰である。245年間幾多の洪水や渇水の検証をへており信頼性は高い。建設省の主張とはうらはらにこの堰による破堤や取水障害は一度もない。また豊かな自然を保ち続け、多くの住民が愛着を持つ現役の文化遺産でもある。維持管理も容易で安い。まさに河川審議会答申が指示示す優れた河川施設なのである。これをわざわざ取り壊し可動堰を作ることに逆行するいかに馬鹿げたものであることか。計画の根拠が次々と崩れているのはこれを裏付けているといえよう。

### ■計画中止になるか推進態勢が固まるか分水嶺が近づいている

その1 以上のような建設省の理論的破綻とはうらはらに、徳島県内においては計画推進の動きが急である。3月知事選出馬にあたって圓藤知事が「可動堰がベスト」と発言したのに呼応し、以後県議会、県商工会、徳島市議会などの推進決議が相次いでおこなわれた。いずれもまともな議論はなされておらず、結論だけが先にある。これまでおこなわれた各種世論調査の結果はことごとく計画に反対の意見が多い。民意と無縁のこのような「可動堰ありき」の強引な動きは当然世論の反発を生む。新聞には投書が相次いだ。建設予定地である徳島市佐野塚地区はほぼ全戸が反対、対岸の藍住町でもこの計画を町民の立場から検討するため「第十堰改築事業調査特別委員会」が町議会に設置された。このように全体として緊張関係は高まっている。

その2 さて道理や民意無視の強引な「推進派」の動きはどこからきているのだろうか。その原因は霞ヶ関にある。いま霞ヶ関で建設省始まって以来の事態が進行中である。10ダムの建設が中止休止、100ダムが足踏みすることになった。川を押さえ込む近代100年の治水利水の見直しが始まり、河川法が改正され環境が河川管理の目的に入った。そればかりか建設省河川局の分離さえも日程にあがっている。公共事業費ははじめて7%引き下げとなり、国家財政そのものの破綻が日増しに現実のものとなりつつある。いま計画段階に留まるダム堰事業は1年伸びれば確実に中止の可能性が高まる。

第十堰は昭和57年の流量改定に端を発し昭和59年予備調査、63年実施計画調査、平成3年事業着手と進んで来たが、平成9年現在基本計画も出来ずに足踏みしている。このまま進展がなければ、建設省のガイドラインでいえば中止になつてもおかしくない事業である。さらに2年前、建設省が鳴り物入りで設置した全国10のダム審議委員会は第十堰を除いてすべて審議を終えている。第十堰だけが未だになんの結論も出ておらず、もしこのまま答申が遅れれば次年度の予算が付く保証はない。だから推進派にとって第十堰は今が剣が峰である。知事の「可動堰ベスト」発言に始まる今年前半の猛攻はその強い危機感の現れである。推進派にとって時間の余裕はない。とにかく早く審議委員会答申を出して次の段階へ進むことである。「利水目的」撤回の主な理由も結局はここにある。だが彼らにとってこれはマイナス覚悟の選択となろう。強引な結論は審議委員会が御用機関であることを印象づけ、世論の反発を招くのは確実だからだ。

その3 吉野川の運動を報道するマスコミのなかで「徳島方式」という言葉がいつしか生まれた。意味は必ずしも定かでない。これまでの河川行政にとって住民とは決まつたことを知らせる対象でしかなかった。この仕組みのなかでは住民は反対するかお願いするかしか道はない。徳島方式とは、情報公開を求める計画内容について住民が建設省と話し合いを繰り返しさらに住民の関心が広がっていくという徳島の市民運動に新しい時代の風を感じ、本格的な住民参加への願いが生んだ言葉なのかもしれない。その言葉のなかに、徳島のシンボル吉野川のことは流域住民と県民の総意で決めたい、という願いがあるとすれば、建設省を始め政治行政が民意と道理に目をつむり可動堰計画強行に傾こうとしている現在こそ、徳島方式はその真価を問われていると思う。

## 足羽川ダム阻止運動の経過（平成7年9月～9年9月）

足羽川ダム阻止全国地権者同盟  
代表 酒井 興郎

指定された紙数と足羽川ダム阻止運動体が別々に（合意出来るものは同一歩調）委員会に対応したため、簡略にという主旨にそい重要点に限って報告をしますのでご了承願います。

- (1) 審議委員会（平成7年～9年5月）
 

第1回委員会（9月）、第2回（11月）  
答申段階で意見が一致しなかった場合は両論併記とすることを確認し、これを再度確認する。
- (2) 公聴会（平成8年6月15日）  
意見発表者は19人組織からは代表が出席し、建設省近畿地方建設局発行の「足羽川ダム建設事業について」（90頁）を取り上げ、これを具体的に批判、足羽川ダム建設計画は「ヤマカカシの作文」と断ずる。
- (3) 「意見を聞く会」に代表を指名する委員長宛要望書を提出する。
- (4) 水源連に対し、ダム建設計画解析にどのような資料が必要かを教示方要請し、6月中旬教示される。
- (5) 近畿地方建設局長宛6月30日「足羽川ダム建設構想について、関係資料送付についてのお願い」文書送付。これに先だち水源連から教示を受けた資料名を明記したのは当然である。
- (6) 7月30日、近畿地方建設局河川部計画課長より、極めて無礼な文言にて「資料は送れない」との返事を受け取る。
- (7) 同日、直ちにダム審議委員全員に、この事の経緯と改めて資料公開の協力要請を送る。
- (8) 9月3日足羽川ダム工事事務所より112枚よりなる「足羽川ダム建設にかかる資料」を届けて来る。
- (9) 同資料を水源連に急送、解析を依頼する。
- (10) 10月26日～27日の両日水源連、嶋津暉之・遠藤保男の両氏ご来福、先に送付した資料解析結果について代表に懇切に説明される。11月5日の意見発表会には、詳しい解析結果を発表するのではなく、要旨にとどめる戦術をとり、残り（その詳しい点）は、両先生が本番で発表する。このため11月5日の発表会には、その道筋を是が非でも開けるよう努力することにする。
- (11) 11月5日。発表者は6名。私が公聴会出席を要請した西村福井市議

会議員も元気で出席。氏には前もって水源連解析資料を届け、充分打ち合わせ済み。私の発表資料は、29枚（半紙大）。私は次のように述べました。（ダム建設批判の項で）

— 「私は全くの素人です。建設省資料を解析する力は有りません。そこで水源連に解析してもらいました。従って「要約」を読むにとどめます。詳しいことは、解析した専門家に聞いて下さい。— これに対し福井県議会議長の池田俊男委員が後の質問で「その専門家は委員会が求めたら出席してもらえるか」と発言。私「責任を持って出席していただきます」と答える。予定通りの進行である。勝利間違いないと感ずる。

(12) 平成9年2月11日。嶋津、遠藤両氏のコンビを組んだ熱演はスライドの流れのとともに進む。会場には静かなドヨメキがみなぎる。決定打ものである。翌18日の新聞 — 足羽川ダム反対で専門家、洪水可能性低い、利水予想も過大、河道整備充実を公開シンポを提案、と1面トップの大見出（地方版）完全な勝利。

(13) 神野委員長急死後を引き継いだ市橋委員長から統一答申急浮上。新聞は「審議委苦渋の決断に」の論調。（9.8.31付け福井新聞）

(14) 1997年9月2日 最終（答申）委員会「答申」まとまる。  
答申骨子 ①足羽川にダムは必要。  
②現行立地での計画不適当

1997年9月5日、近畿地建 竹村公太郎局長に答申して、委員会は解散する。消息通 ②が委員会の本音で①はアクセサリー（知事への配慮）又は（①は委員会の諮問外で無効）との意見が聞こえる。

しかし、答申は答申。「足羽川にダムは必要」が独り歩きすることへの対応が必要と考える。

# 徳山ダム建設中止を求める運動からの報告

徳山ダム建設中止を求める会 事務局

## I 「ダム見直し」審議委員会について

建設省が設置した「ダムなどの見直しのための」審議委員会については、大方の見方・評価はすでに出ている。「徳山ダム建設事業審議委員会」も、旧徳山村の住民の一人が「一言で言えばヤラセ」という通り、委員の人選、委員長の経歴を見ただけで「結論」の分かるものであり、審議らしい審議は終始存在しなかった。それは建設省がこの「審議委員会」の枠組みを提示した時点ですでに見えていたが、その上でなお「審議委員会はゴーサインを出すことを目的として設置したもの」と括るのは、必ずしも当を得ていない。ダムに象徴される公共事業の問題の解決への道は、すでに「建設省」云々の枠を越えている。

### [1] 建設省は「見直し」を「審議委員会」期待した

1) 建設省はゴーサインの「お墨付」を必要としていない。進めたければ進められる。

2) 「古くて不要なものはやめるシステム」を作りたい建設官僚の事情がある。

彼らの認識でも不要なダム計画が多く存在する。財政逼迫でメリハリが必要／国際的な（欧米の）動きを気にする／市民の要求に屈して（？）建設省の枠を越えた見直し機関ができる前に先手を打ちたい／若手官僚の、古い計画が邪魔になっていることへの不満

3) 大手ゼネコン＝族議員＝建設省の利権三位一体は揺らいでいる。「脅しと札ひらで黙らせる」では長期的には対処しきれないという認識は大手ゼネコンも、建設省も持っている（地方・中小建設業者と選挙しか頭にない国・地方の議員は分かっていない？）。

4) 「不要な公共事業はやめるシステムを建設省主導によって構築すること」の必要性。

### [2] しかし、徳山ダム建設事業審議委員会には「客観性・透明性・公開性」を備えて「中止も含めて審議する」条件は存在しなかった

#### 1) 委員の構成

①地元自治体の首長と議会代表で過半数。彼らは審議によって意見を変えることはできない。  
②「学識委員」は知事推薦。岐阜県知事（5人推薦）・愛知県知事（3人推薦）は強硬な推進論者である。③ダム問題では素人の委員→事業者の説明を「聞く」ことしかできない。

2) 公聴会…位置付けからして「聞き置く」会にすぎない。

3) 専門委員会… 非公開である。「公開すると委員が自由にモノが言えない」「民度が上がれば公開できるが、今は無理」（第4回審議委の記者会見における館委員長発言。）

a 技術部会は御用学者そのもので構成＝建設省の資料や見解に疑問や否定的な意見は出ない。  
b 環境部会は「調査を続けながら～」「最大限留意し～」という文言で集約。

4) 審議委員会の進行・内容は、委員長と事務局すべてが決まる。

a 委員長館正知氏が岐阜県で一貫して果たしている役割（長良川／御嵩町／etc）

b 委員長が、審議事項・審議委員会の性格を適当に決める。

[3] 別の形での「徳山ダム建設事業審議委員会」はあり得なかった…建設省の提示した枠組み”が内容を決定している

1) 地方政治の構造が、早期完成答申を既定のものとする。

県知事は大型公共事業の誘致と推進を、選挙での集票組織から期待されている。その知事の

推薦する委員が、事業計画そのものの是非を客観的に審議することはできるはずがない。

#### 2) 情報のすべてを建設省・公団が握っている

建設官僚が「官僚の無謬性神話」を自ら壊す決意がない以上、「計画の正当性」を裏付けようとする情報だけが審議会に出てくる

#### 3) 代替案なき審議

「中止するとしたら、どういうことが考えられるか」を検討し、その解決策を提出する条件を与えられなければ、審議委員は、責任をもって「中止」の結論を出すことは難しい。

#### [4] 総論

日本の官僚制権力の源泉は、機能しない議会、民意が反映しない政治システムにある。目先の利益を追求する業界団体などの熱心な集票運動が、議員や首長の選挙に不可欠な要素となっている。その構図が露骨なので「圏外」の一般有権者はシラケて投票せず、投票率が低下するほど一部集団の利益を優先する政治になるという悪循環。行政が、利益代表としての「政治家」の要求全部を丸のみすることは不可能である以上、相互の利害調整のために官僚制は「必要」であり、強化されざるを得なかった。官僚の側からすれば、民意＝地域エゴ・業界エゴであり、官僚制こそが社会的正義の砦であると思い込む（＝「官僚の無謬性神話」にしがみつき、情報を隠す）に至る、「それなりの根拠」が存在してきた。

各地の事業審議委員会を設置する際、「地元」首長や地方議員のブーイングを押し切った建設省の「権威と権力」の基盤は、実は「国の事業」を期待するこうした首長・議員の間での利害矛盾の調整の必要にはならない。建設省の権力基盤が「公共事業を地元へ」を至上命題とする国や地方の「政治家」とその支持団体である以上、建設官僚が「中止を含めて～」と言っても空しい。自らの権力基盤を普遍的で客観的なものと錯覚してきた建設官僚は「審議委員会」が必然的に茶番になることを予見できないほどに“勘違い”をしている。「建設省が建設省の計画を見直す」ことは、そもそも不可能なのである。

「ダム建設を止めたい」と考える我々の選択肢は、「建設省よ、もっとマシな審議委員会を作れ」でもなく「議員や知事がどう言おうが建設省の権限でダムはやめろ」でもない。官僚制の枠組みを越えた、流域全体の住民参加による河川管理のシステムの創設を目指していく以外にはない。それは、機能しない議会を越える住民・市民参加の運動（当然、政治運動を含む）を通じて、真に民主的な政治構造を作り出していく継続的な試みと表裏をなすものである。

## II 「徳山ダム」の現状と今後の運動の方向

### [1] 建設省・公団は「早期完成答申」に尻を押されている

「本格着工に向けた概算要求」を行い、強制収用の準備を行っている。

### [2] 旧徳山村住民・藤橋村住民

「藤橋村騒動」…村長不信任が可決されたが

旧徳山村住民の現在の問題意識と反応

### [3] 「建設中止を求める会」の今後の取り組み

強制収用に対しての取り組み／旧徳山村住民への働きかけ／藤橋村住民への働きかけ

大垣市民への働きかけ

## 渡良瀬遊水池総合開発事業（II期）審議委員会について

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

### 1. 渡良瀬遊水池審議委員会と開発事業関連の動き

- 95年 7月 「渡良瀬遊水池総合開発事業（II期）審議委員会」設置が明らかになる。
- 8月 住民協議会、設置に反対し、関東地建・利根川上流工事事務所・関係自治
- ~9月 体（都県・地元市町村）の首長等に撤回ならびに不参加等を申し入れ。  
また、対案として建設省と協議会共催の連続シンポジウムを提案。
- 10月 「渡良瀬遊水池総合開発事業（II期）審議委員会」第1回会合を小山市で開催。住民協議会は、建設省と各委員に、委員会の中止や連続シンポジウム開催の申し入れと関連資料を配付。
- 11月 「審議委員会」第2回会合。協議会は公開を要求（以後毎回）。
- 12月 協議会、利根川上流工事事務所と交渉。シンポへの出席を所長が同意。
- 96年 1月 「審議委員会」の公聴会。意見発表者は14名。うち開発反対表明6名。  
同日午前、公聴会に先立って協議会は「緊急集会」を開催（220名参加）。
- 2月 協議会、地建と審議委員長に専門委の設置等について申し入れ。
- 3月 「審議委員会」第3回会合。
- 4月 第1回公開シンポジウム「ヨシ原浄化池をめぐって」開催。利根上所長や地元板倉町長がパネラーとして出席。
- 6月 「審議委員会」第4回会合。
- 8月 「審議委員会」第5回会合。渡良瀬遊水池総合開発（II期）事業の中止の方向が打ち出される。
- 9月 第2回公開シンポジウム「ヨシ原浄化池をめぐって」開催（利根上所長出席）。建設省はそれに先立ち「説明会」を開催。
- 12月 「審議委員会」第6回。『II期事業の中止』を中間答申し、休会に入る。
- 97年 2月 建設省関東地建、上記答申を受けて、「渡良瀬遊水池総合開発事業（II期）を正式に中断」と発表。
- 4月 利根川上流工事事務所、「渡良瀬遊水池の自然保全と自然の利用に関する懇談会」設置を発表。11日に初会合（会議は住民に公開）。
- 7月 利根上、ヨシ原浄化施設や渡良瀬貯水池（谷中湖）の植生護岸等に関する「説明会」を開催。
- 9月 協議会等主催のシンポ「谷中湖をどう変えるべきか」開催（建設省欠席）。

### 2. 渡良瀬遊水池審議委員会の構成と運営

#### ①全国の審議委員会中最大人数

地元4県2市4町に東京都を加えている。構成人数は30人（うち2名は辞退：下野新聞社長は協議会の要請に応えた形、補充はされていない）。結果として、自治体の首長や議長が多く、低調かつ形式的な議論や非民主的な運営につながっているのではないか。

#### ②審議非公開

住民協議会の毎回の要請にもかかわらず、6回全て非公開。委員長は、協議会の要請を形式的に聞く、という態度に終始した。

#### ③建設省主導

審議対象の「総合開発II期事業」は中止と答申されたが、中止決定前の建設省側資料に、すでに「I期事業の見直し」が触れられている。その他、建設省は否定しているが、全般に建設省の意向が強く反映していることは明らか。

#### ④問題多い公聴会、反対の意見発表者は健闘

開催にあたって意見募集をしたが、開催・意見募集ともに十分な周知をしなかった。意見発表者は、開発に賛成8名・反対6名という形だが、これが地元や関係者の意見の反映とは到底思われない。賛成者の意見は、ほとんどが同一内容で、「上からの指示」があったことは明白。一方、反対論はどれも異なる分野からのもので、客観的にみても強い説得力があった。傍聴者は審議委員の一部も含め、実態を理解したようだ。これも「中止」へつながった要因の一つか？

#### ⑤専門委員会は未設置

第3、4回で専門委員会の設置が検討され、その中に住民協議会メンバーを入れることも含めて議論があったようだが、「中止」のため未設置となっている。

### 3. その他、住民協議会として

- ・以前から続いていた、住民協議会と建設省側との定期的話し合いは審議委員会発足後も継続された。
- ・住民協議会が審議委員会の「対案」として出していた、「連続シンポジウム」は、協議会主催のシンポジウムに利根川上流工事事務所の所長が出席する、という形で一応実現した（2回目は建設省側の「説明会」とジョイントで開催）。
- ・今後へ向けて：「中止」を「中止」に  
「ヨシ原浄化池」問題など、II期事業が推進される危険性はいくつもあるが、ともかく建設省に開発事業を「中止」させたことは、運動の大きな成果である。今後、「中止」を「中止」へ変えるために、私たちは全力を尽くす。

（文責：高松健比古）

## 渡良瀬遊水池の開発事業に対する取り組み

1997年11月8日

# 渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

## 1. 渡良瀬遊水池の現状

渡良瀬遊水池は栃木、群馬、茨城、埼玉4県の県境にある面積33km<sup>2</sup>の広大な遊水池である。この遊水池は足尾鉱毒事件で知られる谷中村を廃村にし、周辺を買収してつくられたものであるが、長い年月を経て、日本一のヨシ原が広がる自然の宝庫、ワシ・タカ類の東日本最大の越冬地として蘇った。しかし、広大な国有地を国がそのままにしておくわけがなく、すでに首都圏の水ガメの一つとしての渡良瀬第一貯水池（谷中湖）と二つのゴルフ場がつくられている。

この遊水池において更に、第二貯水池の建設計画が浮上したため、これ以上の開発に反対する住民組織、渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会が1990年に結成された。第一貯水池は下流水道水のカビ臭を引き起こす原因になっているので、開発反対運動は下流住民も加わった広域的な運動になっている。

## 2. 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業の審議委員会

関東地方建設局は渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（第二貯水池建設事業）の審議委員会を1995年10月に設置した。

- ・構成：6都県知事、地元6市町各々の首長と議会議長、栃木県議会議員1名、学識経験者11名の計30名（このうち、学識経験者の2名は辞任）。
  - ・経過：委員会は1995年10月から96年12月まで延べ6回開かれ、96年1月には公聴会が開催された。
  - ・答申：96年12月の第6回委員会で、「第二貯水池計画を中断する。今後2、3年かけて第一貯水池の検証と各種調査を実施し、その結果を踏まえ、第二貯水池計画を再審議する」との中間答申が出された。
  - ・公開：委員会の資料と議事録の公開はしてきたが、傍聴は記者クラブ所属のマスコミのみで、住民の傍聴は認めなかった。
  - ・建設省の方針：建設省は97年2月に中間答申の内容どおり、「第二貯水池計画中断」の方針を発表した。

### 3. 審議委員会への対応

住民協議会は、審議委員会は基本的には開発推進の役割を果たすものととらえているが、戦術的には審議委員会という場を通じて住民協議会の意見を広く伝えた方が有利と考え、次のような対応をしてきた。

- ①審議委員会が開催される度に押しかけて、第二貯水池計画の問題点を伝え、同時に審議委員会の全面公開を求める要請行動などを行ってきた。
  - ②意見募集には多数の意見を出し、公聴会では協議会のメンバーが分担して様々な角度から意見発表を行い、

更に、建設省の責任者（利根川上流工事事務所長）等をパネリストに加えた公開シンポジウムを開催し、遊水池への住民の思い、遊水池の開発がもたらす様々な問題、ヨシ原浄化池の問題点を明確にしてきた。

#### 4. 第二貯水池建設設計画中断の背景

第二駒水池建設設計画は2、3年中断されることになったが、それには次のような背景があると考えられる。

- ①公聴会等で第二貯水池計画の様々な問題点、治水利水の必要性の希薄さ、自然破壊、水質問題等が明らかにされ、委員会で慎重審査が少なからず出るようになった。

⑩審議委員会設置前から、住民協議会が、渡良瀬第二貯水池の反対運動を粘り強く進めてきたことが一定の成果を上げ、建設省等に第一貯水池の水質問題と遊水池の自然の重要性を認識させてきた。

④第二貯水池が第一貯水池と同様、下流水道水のカビ臭問題を引き起こすことは確実であるので、第一貯水池の水質改善の目処が立たないと、第二貯水池建設について下流水道事業体の了解を得ることは困難になつてゐると推測される。

## 5. ヨシ原浄化池の問題

96年から第一貯水池の水質改善事業として、ヨシ原を使った浄化施設の工事が進められ、98年夏からその第一期分として20箇所のヨシ原浄化池の運転がされることになっている。しかし、このヨシ原浄化池は次のところに問題があり、重大な問題を内包している。

- ④ ひどく汚れている貯水池の水質をヨシ原浄化池で改善するのは到底困難で、所詮は焼け石に水である。
  - ⑤ すでに 5年経過した浄化実験池(1.4㌶)では、ヨシ以外の植物が消滅し、ヨシそのものの生育も過栄養のため、危うくなってきており、ヨシ浄化池はヨシ原の自然に大きなダメージを与えるものである。
  - ⑥ このように無意味な事業に年間20億円の予算を注ぎ込むのは、公費の無駄遣いである。第二貯水池建設に代わる当面の土木事業としてヨシ原浄化池の工事が行われており、土建業の仕事づくりという様相を呈している。
  - ⑦ 建設省は、第一貯水池の水質改善が可能なように思わせる手段としてヨシ原浄化池を使い、第二貯水池建設計画の再浮上を企図している。

### 6. 今後の活動

住民協議会は第二貯水池計画を永久に中止させ、その他の開発計画の浮上を防ぐため、今後、次の活動に取り組んでいく考えである。

- ① 自然を破壊し、浄化効果のないヨシ原浄化池の工事を中止させる。
  - ② 開発計画に代わる対案「渡良瀬遊水池エコミュージアムプラン」を作成し、その実現をはかる。  
このプランは、遊水池の原風景を復元してより豊かな自然を取り戻すとともに、多くの人が遊水池の歴史と自然を学び、楽しむことができるよう、遊水池を自然博物館にしていくための計画である。

## ダム等事業審議委員会の中間整理 1997年11月3日現在

### I. ダム等事業審議委員会等の経緯

1. 1995年5月22日：野坂元建設大臣、長良川河口堰本格運用開始発表に伴い、「今後の大規模公共事業は、計画当初からより透明性と客観性のあるシステムをつくる必要がある」と指摘。
2. 同年6月2日：建設省、「大規模公共事業に関する総合的な評価方策検討委員会」設置。
3. 同年6月30日：建設省、「ダム等事業の再評価システムの試行」を発表。「一層の透明性、客観性の確保を図る」がその建前。今後新たに事業化する全ての事業とすでに実施中の11事業を対象とした。
4. 各地方建設局、同年8月頃から「ダム等事業審議委員会」を設置。
5. <sup>1992</sup>同年3月13日、沙流川総合開発事業審議委員会、「二風谷ダムの試験湛水を認める」を答申。
6. 同年6月10日、苦田ダム建設事業審議委員会、「苦田ダム建設事業推進」を答申。
7. 同年7月29日、高梁川総合開発事業審議委員会、「高梁川総合開発事業推進」を答申。
8. 同年8月8日、成瀬ダム事業審議委員会、「成瀬ダム事業推進」を答申。
9. 同年8月10日、川辺川ダム事業審議委員会、「川辺川ダム事業推進」を答申。
10. 同年10月28日、小川原湖総合開発事業審議委員会、「小川原湖の淡水化計画撤回、代替水源の開発」を答申。
11. 同年12月24日、渡良瀬遊水池総合開発II期事業審議委員会、「2~3年かけてI期事業の検証と各種調査の必要あり。その結果が出た時点で再度検討」を中間答申。
12. このころから、建設省に河川法改正の動き
13. 1997年2月7日、徳山ダム建設事業審議委員会、「徳山ダム建設事業推進」を答申。
14. 同年3月26日、矢作川河口堰建設事業審議委員会、「建設省の環境調査がまとまるまで休会」
15. 同年3月頃、中部地建、答申に「地域住民の一層の理解を得ること」というようなことが書かれていることを盾に、「一般を対象とした説明会を行なうので問題があればその場で出して欲しい」とし、反対派住民団体との話し合い・シンポジウムへの出席を拒否。九州地建も答申が出てからは一般対象の説明会を開催することを理由に、反対運動団体との話し合いを拒否。
16. 同年6月30日、宇奈月ダム建設事業審議委員会、「工事継続、早期完成。排砂は自然の土砂流下に近い形で」を答申。ダムの必要性には触れず。
17. 同年7月7日、沙流川総合開発事業審議委員会、「二風谷ダムについては運用を進め、平取ダムについては事業計画に沿って見直して早期に事業計画を策定すること、今後の沙流川総合開発事業の検討は新河川法に委ねる」の最終答申。

18. 8月26日、建設省が「ダム事業の総点検」の結果を発表。

### II. 水源連の対応（ダム等事業審議委員会が設置された事業への対応を含む）

1. 1995年7月26日、「ダム等事業の再評価システムの試行」の発表を受け、「この試行は①第三者機関による見直しでないこと、②実質的な事業推進者である知事に審議委員の推薦を委任していること、③住民等の参加が保証されていないこと、④審議委員会の一般公開が保証されていないこと」などから、「公正な見直しはまったくの建前で、その意図は、ダム等事業計画にお墨付きを与え、全国で闘われている水源開発反対運動を切り崩すことにある」ととらえ、本試行の白紙撤回を求めると同時に、公正な見直しをおこなうための第三者機関の設置を要求する声明を発表。
2. 同年11月27日、シンポジウム「公共事業チェックと政治改革」を大規模林道ネットワークと共に開催。
3. 1996年1月11日、河川局開発課のダム等審議委員会担当者と交渉。
4. 同年5月24日、シンポジウム「ダム等審議委員会を問う」を開催。
5. 同年6月28日、苦田ダム審議委員会答申について、中国地建交渉。
6. 同年7月11日、建設省河川局開発課長と交渉。
7. 同年10月24日、建設省河川局ダム審議委員会担当者と交渉。
8. 同年11月25日、水源連第3回総会後、徳山ダム問題で、中部地建と交渉
9. 同年12月16日、竹村泰子参議院議員、「ダム等事業審議委員会に関する質問主意書」を国会に提出
10. 同日、秋葉忠利衆議院議員、「苦田ダム建設事業に関する質問主意書」を国会に提出
11. <sup>1997</sup>同年2月、足羽川ダム建設事業審議委員会において、専門家の立場として、「科学的検討を加えると、足羽川ダムにはその必要性がないこと」を発表
12. 同年4月8、9日、シンポジウム「河川法改正をめぐって」の開催と建設省要請行動
13. 同年4月、秋葉忠利衆議院議員、「苦田ダム建設事業に関する質問主意書」を国会に再提出
14. 同年6月21日、「徳山ダム建設中止を求める会」が中部地建の出席を求めた市民学習会「生命と生活を脅かす徳山ダムを考える—揖斐川の治水と西濃の水道—」に講師として出席。中部地建は出席を拒否した。
15. 同年6月21日、「ダムと水を考えるシンポジウム実行委員会」が中国地建の出席を求めた「吉井川の治水を考えるシンポジウム」にパネリストとして出席。中国地建が出席したので、苦田ダムが治水機能をもつということの欺瞞性を明らかにすることことができた。
16. 同年8月19日、新聞報道された「10ダム中止、100事業休止」について建設省河川局に事実聴取。

17. 同年8月27日、「子守り唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」が建設・農水・大蔵・環境の各省庁に行なった「川辺川ダム工事の中止を求める要請行動」に、同行。
18. 同年10月19日、竹村泰子参議院議員、「ダム事業の総点検に関する質問主意書」提出。

### III. ダム等事業審議委員会の実態（ダム等審議委員会総括表参照）

#### 1. 答申の特徴は？

中間答申も含め答申が出たところは、殆どすべてが既定方針を追認している。新たに基本計画が策定される成瀬ダム、高梁川総合開発の場合は、2～3ヶ月で答申がでている。

#### 2. 公開性、透明性は？

ただ聞き置くだけの公聴会。5委員会は公聴会すら開いていない。  
一般住民への非公開。原則一般公開は宇奈月ダム事業審議委員会のみ。

#### 3. 専門的検討はされたか？

専門部会報告あるいはそれに類する報告がついていたものは、苦田ダム、徳山ダム、成瀬ダム、高梁川総合開発のみ。しかしいずれも、検討らしい検討をしないまま、建設省の提出資料を追認しただけで、反対論に関する自主調査は皆無。

#### 4. 事業の必要性についての審議はされたのか？

殆どの審議委員会はしていない。特に川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダム、沙流川総合開発の二風谷ダムにおいては、事業の進捗率を大前提とし、その事業の必要性についての見直しは行われていない。足羽川ダムにおいては、審議委員会の勉強会でダムに必要性がないことが提起されたにもかかわらず、答申では何等の根拠を示すことなく、「足羽川にダムは必要」を明記した。

#### 5. 反対派から司法への提訴は考慮されたか？

- 川辺川ダムについては、熊本地方裁判所に「国営川辺川土地改良事業変更計画に対する異議申立て棄却決定取消」を求める提訴（利水裁判と呼んでいる）が96年6月26日にされているにもかかわらず、同年8月10日に答申が出されている。答申では農水省と建設省の説明をそのまま採用している。
- 苦田ダムについては、岡山地方裁判所に「岡山県知事、岡山市長等がおこなった協力金支払いは違法なので、おのおの県、市にその金員を返還すること」を求める提訴がされている。答申ではこのことに一切触れていない。
- 二風谷ダムについては、「土地強制収用が違法なのでこれを取り消すこと」を求める提訴がされていたが、中間答申では試験湛水を容認した。最終答申が出る直前は強制収用違法判決が出されたことを受けて論議がされたが、最終答申は地元自治体の強い抵抗で違法判決を無視したものとなった。

このように、審議委員会では係争中であることをまったく無視するか、事業者側の説明をそのまま答申の骨子としている。審議委員会は裁判の重要性を考慮することなく、いわば行政側が勝訴することを前提とした立場を取っている。事業者はこの答申を拠り所に事業を推進している。裁判で事業者が敗けたときには、ダム事業は完成してしまっている、という二風谷ダムの状況をこれ以上許すことは、全力で阻止しなければならない。

#### 6. 反対運動は審議委員会若しくは答申に影響を与えたか？

- 最も影響を与えていているのは、細川内ダムの場合である。細川内ダムの問題性を村民と村が一体となって全国に訴えつつ、審議委員会の欺瞞性を明らかにしてきた。その運動の成果として徳島県のみならず、全国の世論を味方に付けることができている。その結果として、本来の見直しをおこなう審議を期待しうるところまで、建設省と徳島県を追い込むことができた。今年12月には審議委員会が発足するであろうが、これまでの約束がきちんと守られ、まっとうな審議が展開されるよう私たちは監視をしなければならない。
- 第十堰の場合は審議委員会設置を契機に、吉野川シンポジウム実行委員会を始めとした地元の有志たちが第十堰問題を徳島県民全体のみならず全国的な問題にまで高めている。審議委員会への問題提起と働きかけを粘り強くおこなうとともに、建設省の論拠に対してことごとく科学的な反論を加えることにより、審議委員会の暴走に歯止めをかけている。
- 足羽川ダムの場合は、福井県知事の推進に向けた強い意思にもかかわらず、「現計画は犠牲が大きく不適当」という文言を明記させることができた。これは、美山町ダム反対期成同盟会を中心とした従前からの強い反対運動と強固な共有地運動および、審議委員会に対する強い働きかけの成果である。ただし、答申には「足羽川にはダムが必要」とも明記されている。建設省に対してこの文言を否定させる運動を展開することが私たちの緊急の課題である。
- 渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会は審議委員会設置以前から、渡良瀬第二貯水池の反対運動を粘り強く、また、多面的に進めてきた。その運動が一定の成果を上げ、建設省等に第一貯水池の水質問題と遊水池の自然の重要性を認識させてきた。審議委員会にたいしては、委員会開催の度に押しかけて第二貯水池計画の不当性を訴え、また、公聴会でも、陳述者の半数近くを締めた住民協議会メンバーが分担して、計画の問題点を明確に述べた。これら一連のことが効果を上げて、一部の学識経験者の委員の考えが慎重意見に変わり、数年中断の答申が出るに至った。

### IV. 建設省の既定方針が追認される最大の理由

水源開発問題全国連絡会が当初から指摘してきたように、ダム等事業審議委員会が第三者機関ではなく、建設省によって設置されたことにある。

特に審議委員の人選を「地域の意思を代表する」として知事に一任していることがその象

徴である。当該事業に対して、地元の知事は実質的な事業推進役を果たしている。このことを敢えて無視して知事に人選を一任した建設省の責任を厳しく追及しなければならない。

建設省は審議委員の推薦枠を関連自治体の首長と議会代表者、および、学識経験者に限った。関連自治体の首長と議会代表者が集まればそこは政治の駆け引きの場となる。学識経験者は知事と建設省の顔色をうかがいつつ、その駆け引きの落とし所を探すことが任務となる。そのような経過をたどった審議委員会が少なくないと考えられる。

## V. ダム等審議委員会答申後の闘いに向けて

### 審議委員会答申及び答申の扱いに関する責任の所在

ダム等事業再評価システムに関する責任は建設大臣にある。

ダム等審議委員会の直接の設置者は建設省地方建設局長等である。

建設省地方建設局長等はダム等審議委員会の意見を尊重して、その事業についての考え方を河川局長に報告し、河川局長はその報告に基づいて、当該事業についての判断を下すことになっている。

事業についての最終判断責任は建設省河川局長にある。その判断の根拠を地方建設局長からの報告に置き、地方建設局長の判断根拠は審議委員会答申に置いている。

答申が出される都度、建設省はその答申を受けて見解を明らかにしている。

川辺川ダム等の各審議委員会は事業推進の答申をだし、建設省はその答申を尊重し、事業を推進すると発表している。

各審議委員会答申内容の不当性・不十分性の責任は審議委員会にあり、その答申をそのまま受理した責任は地方建設局長にあり、「尊重して」事業推進を決定した責任は建設省河川局長にある。これらを総合した責任は建設大臣にある。

なお、ダム等審議委員会は法律上の裏付けのない、いわば地方建設局長の私的諮問機関であるから、ダム等審議委員会に法律論的責任を問うことは、その答申作成段階での私文書偽造、もしくは意識的な虚偽の記述でもない限り、無効である。

### ダム等審議委員会にかける建設省の狙い

川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムの各審議委員会答申の扱いについて建設省と交渉をおこなうと、建設省は、「審議委員会で充分検討いただいたと考える。答申を尊重して建設省は事業を進める」という決まり文句が返ってくる。審議された内容はともかくとして、「審議委員会答申は地域の意見を的確に把握している」というのが建設省の見解である。

ダム等審議委員会の設置目的は、事業計画の目的、内容について、客観性・透明性を高めることとしているが、客観性・透明性を高めることとは、地域の意見を的確に把握することとなっている。当該事業の必要性の有無について科学的検討を加えることには主眼がなく、「地域の意見」＝「地方自治体の意向」を確認することが建設省の意図であった。そして、体裁を

繕う必要があると考えたときに、「公聴会」「専門委員会」等を置いただけであった。

建設省が、地域の意見を代表するものに審議委員の推薦を委任する、という建前を建て、知事を地域の意見を代表するものと設定し、建設省地方建設局長が知事に委員の推薦を委任していること、委員の推薦枠を関係地方自治体の首長・議長と学識経験者としていること、などから、水源連は当初から「この方式では事業の必要性についての科学的な見直しができない。この試行はダム事業等にお墨付きを与え、反対運動を押しつぶすことに狙いがある」と指摘してきた。川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムの各審議委員会の進行と結果は私どもの指摘が正しかったことを示している。

### 審議委員会答申が出された事業への対応（案）

1. 各審議委員会について、審議の進行と答申内容に致命的な事実誤認もしくは致命的な不備がないかどうか、をつぶさに調べ上げ、その答申に信頼性がないことを明らかにすること。  
以下に、いくつかの例を挙げる。

- 川辺川ダムの答申は、利水裁判提訴の1ヶ月半後に提出されている。答申では、「建設省と農林水産省から、事業計画の変更が行われるとしても、川辺川ダムの灌漑用水用の容量に与える影響はほとんどない、との回答を得たので…」と記されている。審議委員会が建設省と農水省に問い合わせたのは事実なのか。問い合わせた事実があるとするならば、「各省の答えは裁判で国側が敗訴することも想定した上でのことなのか、それとも、国は敗訴しないであろう、という前提の上でのことなのか」は大問題である。この答申を尊重するとした建設省河川局開発課の担当者は、「勝訴、敗訴は考慮に入れていない。農水省の考え方を取り入れた。」と説明している。

国が敗訴する可能性が大きいにもかかわらず、国が「国側が敗訴した場合のこと」を一切説明せず、国の従来の方針のみの説明をおこなう。それをそのまま審議委員会が採用したのであるから、敗訴したときの責任は審議委員会と国にかかる。このことも答申は考慮に入れているのかどうか。審議委員会委員長に質す必要がある。

- 川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムについての答申は、その必要性については事業者側の説明をそのまま認めたものであり、実質的検証がまったく行われていない。実質的検証をおこなっていないことを審議委員会委員長に認めさせることが必要である。

例えば、苦田ダムの場合は、岡山大学環境理工学部の意見書を付して権威付けをしているが、その中身は建設省の追認にすぎず、学術的検討には程遠いしろものである。

2. はなはだしく信頼性にかける、もしくは重大な瑕疵がある答申をも「尊重する」としている建設省の責任を糾す。

- これらの審議委員会答申は、「地域の意見」＝「地方自治体の意向」を取りまとめたものであり、事業の必要性について何ら科学的検討がなされていない。建設省にはその認識があるのかどうかを質す。

## ダム等審議委員会総括表

1997/11/3 現在

A 対象事業名	B 事業進捗度	C 事業者等の事前認識	D 反対運動等	E 審議委員会設置日	F 審議委員数	G 一般傍聴	H 議事録	I 審議会回数	J 公聴会回数	K 専門委員会等の設置	L 住民および、反対論等の扱われ方	M 現在の状況	N 答申・意見の内容
沙流川総合開発	二風谷ダム完成 平取ダム未着工	二風谷ダム完成 平取ダムは水需要に問題あり	水没予定地域に反対運動あり	1995/8/18	10 不許可			12	1 なし	公聴会で過半数を占めた反対論を無視	97.7.7に最終答申	「二風谷ダムについては当初の計画に沿って進め、平取ダムについては事業計画に沿って見直して早期に事業計画を策定すること、今後の沙流川総合開発事業の検討は新河川法の場に委ねる」	
小川原湖総合開発	未着工	青森県が水需要を見直し	地方自治体としての見直し	1995/8/23	16 不許可	なし		3 なし	なし		96.10.28に意見の提出	「小川原湖の淡水化計画撤回、治水事業継続、代替水源検討」	
渡良瀬遊水池総合開発(Ⅱ期)	未着工	第1貯水池のカビ臭問題、遊水池の自然の重要性を認識	地元、近隣の反対運動	1995/10/5	28 不許可			6	1 なし		96.12.24に中間答申	「2~3年かけてⅠ期事業の検証と各種調査の必要あり。その結果が出た時点で再度検討」	
宇奈月ダム建設	本体着工	推進、排砂問題は認識	下流での反対運動	1995/9/8	10 原則許可			6	1 排砂調査専門委員会	公聴会で過半数を占めた、「審議中の工事中断」の意見を無視	97.6.30に最終答申	「工事継続、早期完成。排砂は自然の土砂流下に近い形で」必要性については論議なし	
矢作川河口堰建設	未着工	環境影響を認識?	地元、下流での反対運動	1995/12/13	10 その都度決定			5 なし	なし	住民、漁協関係者からの意見聴取	97.3.26に「建設省の環境調査がまとまるまで休会」を決定		
足羽川ダム建設	未着工	推進	水没予定地での反対運動、全国的な共有地運動、流域での反対運動	1995/9/6	12 後、11 原則不許可	なし	12、その他、勉強会3回	1 なし		公聴会で出された賛否両論について、審議委員会として2回、住民等からの詳細な意見聴取と質疑応答。	97.9.5に最終答申	「足羽川にダムは必要、現計画は犠牲が大きく適当とは認めない」	
苦田ダム建設	付帯工事着工	推進	水没予定地での反対運動鎮静、全国的な共有地運動、流域での反対運動	1995/8/20	12 不許可			3 なし	なし		96.6.10に最終答申	「事業推進」建設の是非に溯ってまでの審議は必要なし。係争には触れず。	
第十堰建設	未着工	推進	反対運動	1995/9/18	11 第3回より10名許可			8	3 河川工学専門学者6名からの報告会			利水を目的から外した	審議継続中、次回から実質審議か?
川辺川ダム建設	付帯工事着工	推進	水没予定地での反対運動鎮静 流域での反対運動	1995/9/4	12 不許可			9	1 専門家、マスコミ関係者等から意見聴取	五木村民から意見聴取	96.8.10に最終答申	「事業推進」係争については農水省・建設省の説明を採用	
成瀬ダム建設	新規計画	新規	なし	1996/4/25	14 不許可			3 なし	地質等調査専門委員会設定		96.8.8に最終答申	「計画妥当」	
高梁川総合開発	新規計画	新規	なし	1996/5/23	14 不許可			4 なし	なし		96.7.29に最終答申	「計画妥当」	
徳山ダム建設	付帯工事着工	推進	水没予定地での反対運動鎮静 流域での反対運動	1995/12/13	22 第2回以降許可			13	2 技術部会、環境部会		97.2.7に最終答申	「事業推進」	

- 「答申の信頼性が低い」、もしくは答申に「重大な蝕疵」があることが客観的に明らかになつた場合、建設省にはいかなる責任の取り方があるのかを追求する。
- つまるところ、建設省がある事業計画についてその必要性の有無を判断するときの判断基準を明確にさせることが、すべての要であろう。
- 川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダム等、答申が既に出された事業に対して、地元の運動体はその事業の根本的な問題点について、事業者側との話し合いや事業者の出席を求めたシンポジウムを精力的に行っている。

各地域で事業者に公開の場への出席を承諾させ、諸問題を科学的に論議しあうことは、問題点を多くの人が認識することが出来ると同時に、事業者の論拠の欺瞞性を明らかにできるので効果は大きい。

ただし、自分たちの論拠の欺瞞性が明らかになることを嫌うのは人の常であるから、事業者を公開シンポジウムに参加させるにはこれからは大きな運動の背景が必要となると思われる。

### 3. 大蔵省等への働きかけ

- 建設省追及と同時に、事業の必要性がないことを大蔵省に説明する。財政再建問題と絡めあわせて、無駄な公共事業には予算を付けさせない取り組みをおこなう。

### 4. 地方自治体責任者の追及、地方自治の確立

- ダム等審議委員会で当該事業の必要性の有無について審議されることはなかった。水没予定地を抱える地方自治体からの審議委員の多くは、ダムの必要性に納得してではなく、ダム建設に絡む様々な事業費を当てにして、事業推進に賛成したのである。県知事は県内に一大土木事業を起こすため、何が何でもダム計画を推進する立場を取っている。市町村長もこれまでの市政・町政・村政に変更を来すようなことはできない。たとい市町村長の本音が反対であったとしても、県知事の方針に真っ向から逆らうことは、圧倒的な世論の支持がない限り、陰に陽に執拗な行政圧迫を受けることを覚悟しなければならない。このような関係を支えている構造そのものをどうやって変えていくか、が私たちの課題である。
- 無駄なダムや堰を建設することを止めさせるには、建設省のみならず、最も身近な県政・市政・町政・村政を変えていかなければその目的を達成することができないことを私たちが改めて知らされた。このことはいたって当たり前のことであるが、実践となると厳しいものがある。しかし考え方によっては、はるか遠くの得体の知れぬ政府や国會議員（あわせて国家権力というのかもしれない）を私たちの主張で説得にかかるよりも、より身近な人たちに語り掛けることの方が、民主主義の本筋として、近道なのかもしれない。

### 5. 第三者機関としての見直し機関の設置

これまでの私たちの宿題である。

## 河川法改正への取り組み

### 1. 国の河川法改正の経過

1996年12月 建設省の河川審議会が、河川法の改正を求める提言「社会経済の変化を踏まえた今後の河川行政のあり方について」を提出  
 1997年 3月 建設省の河川法改正案が国会に上程  
 5月 建設省の河川法改正案が国会を通過  
 6月 改正河川法の公布  
 11月頃 改正河川法の施行予定

### 2. 改正河川法の内容

計画策定手続きの改正内容は別記2参照

### 3. 改正河川法の問題点（計画策定手続きに関して）

- ① 住民の意見反映については、河川整備計画に対して必要があると認める時のみ公聴会等を開催するだけである。
- ② ダム建設や河川改修工事等の必要性を判断する河川整備基本方針は、河川管理者が決定し、住民はそれについて意見を言うこともできない。  
 [注] 当該河川において治水面でダム建設等は必要か否かは、河川整備基本方針において基本高水流量（ダム等がない場合の〇〇〇年に1回の洪水流量）や計画高水流量（ダム等の効果を考慮した場合の〇〇〇年に1回の洪水流量）を決定する際に定められる。
- ③ 河川情報を公開する規定がない。

### 4. 市民の手による河川法改正の取り組みと経過

1996年12月 水源連有志と法政大五十嵐ゼミ有志で河川法改正市民会議をつくり、市民の手による河川法改正案の作成に取り組む。  
 1997年 2月 河川法改正案を作成して、民主党に議員立法を提案  
 4月 水源連がシンポジウム「河川法をめぐって」を開催  
 4月 市民案をベースにした議員立法案が国会に上程される。  
 5月 議員立法案が衆議院で否決

### 5. 市民の手による河川法改正で目指したこと

国の改正河川法と市民の改正案の対比は別記1のことおり。

河川法をどう改正すべきかについてはいろいろな議論がある。21世紀を見据えて、住民が河川管理の直接の主体となるような理想的な形に改める改正案も考えらるが、しかし、現在の法制度からの制約があるため、理想的な改正案の実現は到底困難である。理想的ではないが、今の法制度で可能な範囲で、

## 水源連事務局

住民が河川管理に参画し、ダム等の事業に歯止めをかける現実的な改正案をつくり、国会の場に提案することが、国の改正案成立にストップをかける有効な手段になると想え、そのような視点で改正案の作成に取り組んだ。とりわけ、今回の国の改正案はダム等事業審議委員会の一般化をも企図したものであったので、それへの対抗案の作成が必要であった。

### 〔計画策定手続きに関して目指したこと〕

- ① 水系改変事業（ダム建設、河川改修等）の是非が公開の場で科学的に検討されるように、水系ごとに水系委員会を設置して、住民・専門家の参画のもとに十分な議論を行うシステムをつくり、河川行政をガラス張りにすること。
- ② 水系改変事業の是非は、改変の手法だけではなく、事業の必要性、代替手段との比較を含めて、根本からの議論と検討が十分に行われるようすること。
- ③ 河川情報を全面的に公開して、河川行政の透明性を高めること。

### 6. 議員立法の問題点

#### ① 国会法制局の壁

議員立法案を国会に提出する場合は、衆議院や参議院の法制局で法案としての形をつくる。今回の河川法改正の議員立法案は衆議院法制局が最終的にまとめたものであるが、その関与の仕方は常識を超えるものであった。法制局が行うべきことは、議員立法案が法技術的に問題にないかどうかをチェックすることだけであるはずなのに、実際には政策判断までして法案の中身まで変えてしまった。たとえば、市民の原案では、水系委員会の委員人選は住民団体の推薦もあることになっていたが、前例がないという理由でその条文は削除された。今後、市民が作成した法案を議員立法として国会に上程する場合、この法制局の壁をどう乗り越えていくかが重要な課題である。

#### ② 国会の審議のいい加減さ

衆議院建設委員会では、政府案と議員立法案を対比し、それらの相違点それぞれについて議論が行われるものと思っていたが、実際の審議はそのようなものではなかった。議席数に比例して配分された各政党の持ち時間の範囲で、各党の議員がそれぞれ、質問のパフォーマンスを行うというものであった。質問者は、自分の選挙区に関係することなど、個人的なことも含めて延々と質問し、更に自分の考えを長々と述べるのであるから、聞いている方は非常に退屈で、他の議員は、半分寝ているような状態であった。審議の時間をテーマごとに分けてそれぞれについて自由な質疑ができるように、審議の進め方を根本から改善しなければ、市民作成の法案を議員立法として上程しても、まともに議論されることはなく、否決されてしまう。

### 7. これからの課題

#### ① 改正河川法の施行に対する取り組み

ダム等事業審議委員会に代わって設置されるであろう「河川整備計画審議委員会」に対して、どう取り組んでいくか。

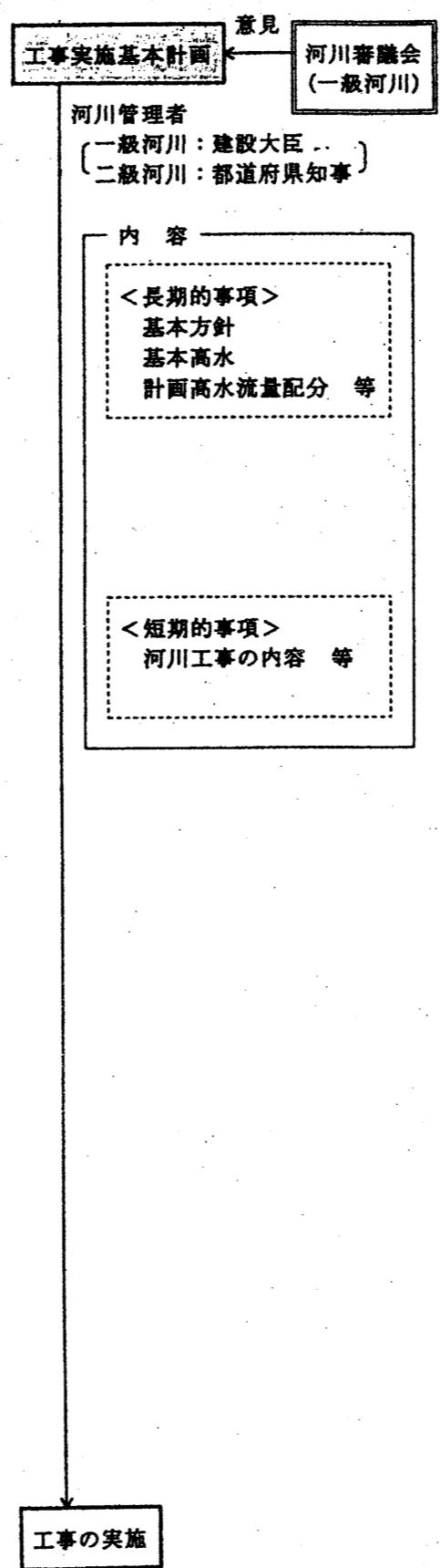
- ・審議や資料の公開を求めていく。
  - ・行政側と市民側の円卓会議のようなものの設置を求めていく。
- ② るべき水法づくりの取り組み（現行水法の抜本的な改正を求めるために）
- ・検討対象の水法をどの範囲にすべきか（河川法とダム関係法に限るべきか）
  - ・理想論を求めるべきか、現行法体系の範囲での最善案をつくるべきか。
  - ・作業を進める主体をどこにおくべきか。

## 別記1 河川法改正の対比（抜粋）

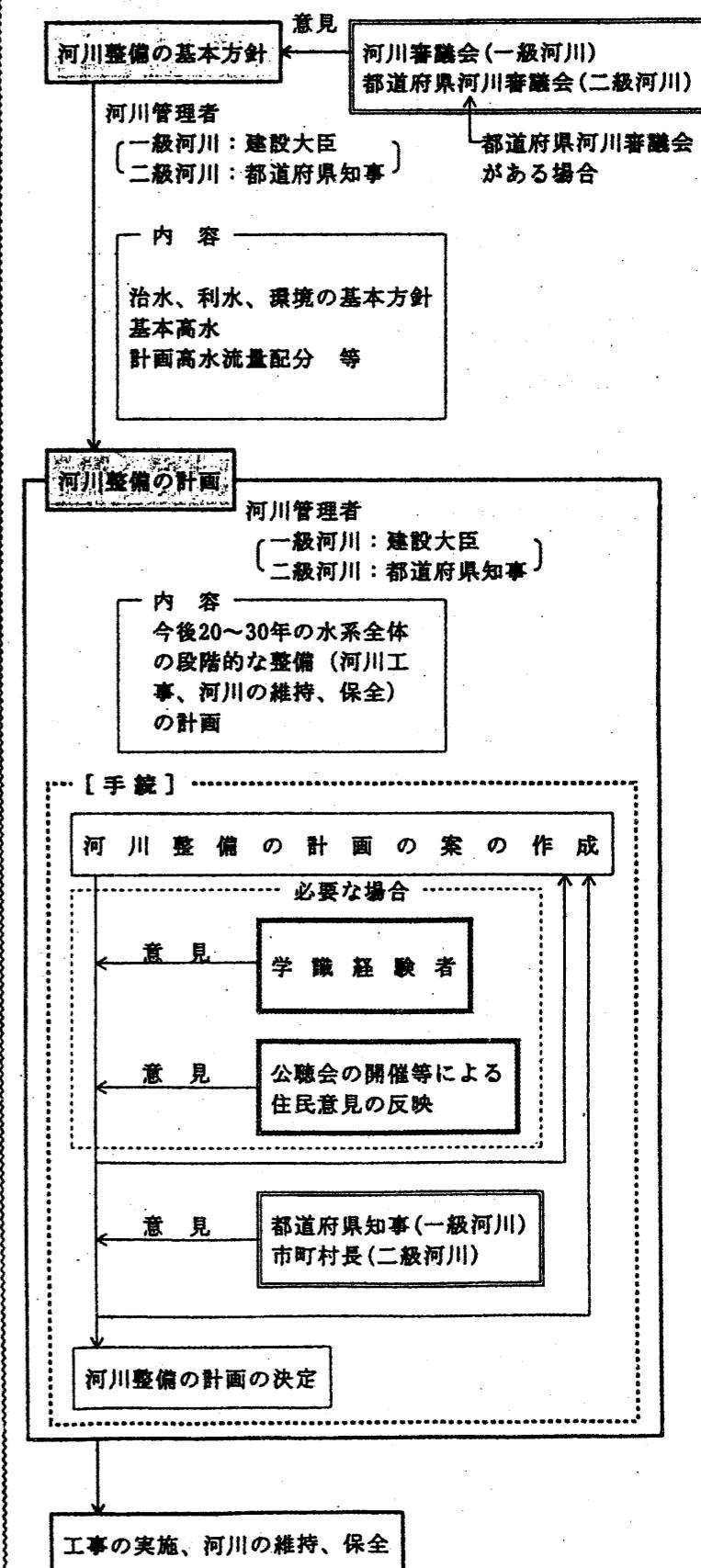
新河川法	市民の河川法改正案
目的に「河川環境」を追加 河川管理の目的に「河川環境の整備と保全」を追加する。	環境配慮の徹底 生物多様性を保持し、良好な自然環境を保持することを目的とし、開発は必要最小限とする。
一元的な河川管理（現行制度のまま）	水系委員会の創設 各水系ごとに水系委員会を設置し、河川管理の方針や計画、水利権等につき審議する。水系委員会は住民団体が推薦する委員を一定数以上含むものとする。
新たな計画制度 ①河川整備基本方針 基本高水流量等の基本的な事項について河川管理者が河川審議会の議を経て定める。 ②河川整備計画 具体的な河川整備の計画について、河川管理者が地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させて定める。住民の意見反映については必要に応じて公聴会を開催する。	新たな計画制度 ①水系管理基本方針 生物指標や基本高水流量等の基本的な事項を10年ごとに定める。 ②水系管理計画 具体的な河川の保全と整備の計画を5年ごとに定める。 水系管理基本方針および水系管理計画の策定にあたって河川管理者はあからじめ案を公開して意見の提出を求める。水系委員会は、提出された意見とそれに対する河川管理者の回答に基づいて案の是非を検討し、要望がある場合は意見提出者と河川管理者の同席を求めて審議を行う。
河川情報の公開 規定なし	河川情報の全面開示 流量や取水量などの河川情報の全面開示 水系委員会の透明化 水系委員会の会議・資料等の全面公開
節水 規定なし	節水努力義務 河川水使用者の節水努力義務と、水使用合理化指針につき定める。

## 別記2. 河川整備の計画策定手続き

## 従来の河川法



## 新河川法



## 本体完成後の長良川河口堰

1997年10月

長良川河口堰建設差止訴訟原告団

構想は1960年

長良川河口堰は伊勢湾臨海工業地帯への工業用水の供給を目的として1960年1月（当時は「河口ダム」と称した）その構想が発表された。

高度成長が始まった1961年、水資源開発促進法と水資源開発公団法が成立、1965年「木曾川水系（長良川、揖斐川を含む）水資源開発基本計画」が策定された。長良川河口堰事業実施計画は1973年3月に告示された。計画では秒22.50トン（日量194万トン）を、三重県へ秒11.25トン、名古屋市へ2.00トン、愛知県へ9.25トン配分するとされる。

起工までに15年

起工は1988年。遅れたのは三重県の不同意による。そこで1987年、公団、愛知、三重の3者間で、三重県の工業用水（秒8.41トン）の約 $\frac{1}{3}$ （4トン）を愛知県が肩代り（但し河口堰で2トン、岩屋ダムで2トン）する協定が成立することで三重県の同意が得られたわけ。愛知県は'73年に、岐阜県は'78年に同意していた。

本体完成、だが稼動せず

堰本体は1994年3月に完成した。事業費は本体工費1100億円、海津・平田・長島の3町に対する補償約200億円、漁業補償約200億円、計1500億円。別に建設省が河道の浚渫等のために340億円を支出している。

1995年5月、野坂浩賢建設相（当時）は「本格運用」を宣言したが、実は導水施設が未完成であるから、水源施設として運用されているわけではない。

導水施設に730億円～1100億円

現在進行中の導水事業は次の2件である。

（長良導水事業）

愛知県知多半島の5市5町、人口53万人の水道用水は木曾川の犬山頭首工から日量15万トン、馬頭首工から10万トン供給されている。この馬頭を河口堰に切りかえる。工費328億円。だが馬頭の給水能力は日量139万トン、実績は知多を含めて70万トンなのだ。

（中勢水導事業）

三重県の津市ほか1市7町、人口30万人の水道用水の水源は雲出川の日量8.1万トンと自己水源（地下水）の6万トン。県は新規需要が8.5万トンあるとして河口堰からの導水事業を始めた。工費853億円（とりあえず河口堰～四日市間を工業用水と兼用して400億円？）。だが新規需要はせいぜい2万トン。ならばこの地域の工業用水には4万トン近い余剰があるから、その $\frac{1}{2}$ の転用で乗り切るべき。

—— いずれも'98年に完成の予定 ——

## ゲート閉鎖で問題続出

野坂建設相（当時）の本格運用宣言でゲートが閉鎖されて以来、水質と生態系への影響は予想をこえる。以下は「長良川下流域生物相調査団」（団長・山内克典岐大教授）のレポートによる。

- 1、河口堰（河口より5.4km地点）以下の部分は、低層は海水、表層は淡水に近いという成層構造が恒常的に形成され流速も著しく低下した。その結果—
- 2、汽水域の消滅とヘドロの堆積（最大1m）がみられ、ヤマトシジミが激減した。
- 3、堰上流部の水位はT.P. 0.80m～1.30m。そのためヨシ原の大部分が死滅し、野鳥や小動物が生息地を失った。逆にエビモ、オオカナダモ、コカナダモが繁茂はじめた。さらにブラックバスやブルーギルらの「猛魚」がみられるようになった。
- 4、堰上流部では汽水性植物プランクトンが消滅、仔アユの降下に支障を及ぼしている。逆にワムシ、ミジンコの爆発的増加がみられる。
- 5、セスジユスリカ、クロエスリカ（いずれもゼンソクの病原になる）が発生しており、今後の監視が必要である。
- 6、埼玉県越生町の水道に原虫クリプトスピリジウム（下痢をおこさせる）の発生が報じられているが、河口堰の湛水域も要注意。
- 7、仔アユの降下の減少対策として、人工アユの放流が行われているが、人工アユは群れを作らず、戦闘性を欠くので友釣りには不適当。味も落ちる。
- 7の2、ヤマトシジミの死滅対策として公団は堰上流に仔貝を放流しているが、淡水域へ放流されたシジミは成育が悪く、且つ生殖能力を欠く。
- 8、湛水による湖沼化→藻類等の大発生→水質悪化→塩素殺菌→トリハロメタン（発ガン物質）の増加により、そもそも水道用水の水源として適当なのか、重大な懸念を持たざるを得ない。

## ゲート開放が今後の目標

本体完成後の運動目標は—たとえ導水施設は出来ても—ゲートを開放して水道用水の水源として使わせないところにおく。被害を最小限に食いとめ、これ以上ムダな公共投資をさせない為である。

この場合、相手は建設省から厚生省（水道用水）と通産省（工業用水）になるが…。

（注）木曾川水系水資源開発基本計画は6ダムで日量745万トンの都市用水を供給するのが目的。だがこの水源のエリア（愛知県の尾張、三重県の北伊勢と岐阜県）の在来水源の実績は河川水210万トン、地下水240万トン。あと120万～130万トンで足りる。もともと計画自体が過大だったのだ。

## 訴訟はいま高裁に

なお訴訟の現状を報告しておく。

1973年12月～'81年3月	岐阜地裁 第一次差止訴訟（取り下げ）
1978年12月～'82年8月	岐阜県知事同意無効確認訴訟（棄却）
1982年4月～'95年7月	岐阜地裁 第2次差止訴訟（棄却）
1995年7月	同上、名古屋高裁

## 利根川水系 思川開発事業と問題点

「思川開発事業を考える流域の会」伊藤武晴

### はじめに

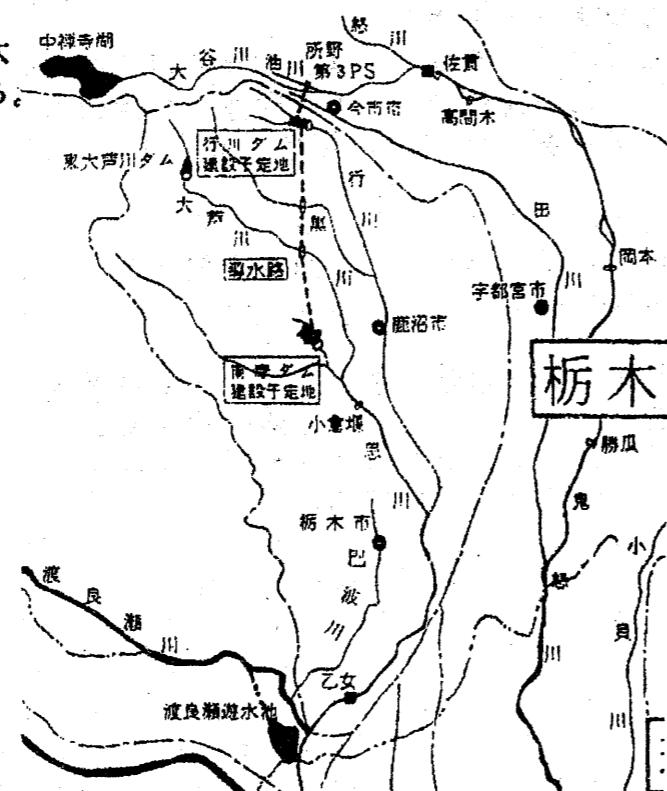
今、利根川の支流思川の最上流域で大規模な水源開発事業がスタートしている。思川開発事業と呼ばれるこの事業は、94年に建設省から水資源開発公団に「事業実施方針」が指示されたが。元々は1964年に計画されたもので、日光の中禅寺湖を水源とし今市市を流れて鬼怒川に注ぐ大谷川(だいやがわ)からの取水に大きく依存する計画であったために地元の猛反発にあって見直しを余儀なくされ、30年間かけて計画変更や調整を重ねて来たものである。此の間に社会情勢は大きく変わり水をとりまく環境も変化したにもかかわらず、相変わらず過大な水需要を見通しに基づく計画と、地元の反対運動を押さえ込むために大谷川からの取水量を半減し他の小河川への依存度高めたこと、さらに取水制限流量のハードルを高く設定したため実質上の取水を洪水時に頼ることになり、このため「思川開発事業」は数々の問題点を露呈することになった。

### 思川開発事業実施計画の概要

この水資源開発は、利根川下流一都三県(東京、埼玉、茨城、千葉)の都市用水(4.1m<sup>3</sup>/秒)と、地元栃木県南地域の都市用水(3m<sup>3</sup>/秒)及び灌漑用水(灌漑期平均1.531m<sup>3</sup>/秒)の開発を主目的にした事業である。

日光中禅寺湖を水源とする大谷川(今市市)に第一の取水堰を設け取水した水を南の行川(なめかわ)に530万m<sup>3</sup>のロックフィルダム(行川ダム)を建設して貯留し、その南の黒川、大芦川に取水堰を設置、さらに南の南摩川(なんまがわ)に総貯水量10100万m<sup>3</sup>のロックフィルダム(南摩ダム)を建設し、この間の20kmを径3~5mの導水路で結んで南摩ダムに貯水しかつ渴水時には黒川、行川、大谷川に逆送して適正な河川流量の維持を図るとされている。なお、大芦川の上流には栃木県単独事業の東大芦川ダム計画が同時に進行していて、完成後は水資源開発公団によって一括で運用されることになっている。

思川開発事業は、三つの取水堰と三つのダムを延々と20kmにわたって直径3~5mの地下導水路で連結する大土木事業で。事業費は平成6年時点で2520億円とされており、しかもこの中には水源地域対策特別措置法及び水源地域対策



基金による生活再建・地域振興事業の事業費は含まれておらず、さらに完成まで今後10年以上掛かることから最終総事業費は見当もつかないし、何よりも、次にかかる問題点を思えば「ムダな公共事業」といわざるをえない。

### 思川開発事業の問題点

#### 1. 必要の無いダム

利根川・荒川流域の最近の水需要の伸びはわずかなものであり、節水やダムに代る代替手段の選択で対応が可能であると言われている。

#### 2. 役に立たないダム

大谷川、黒川、大芦川からの取水は、灌漑期と非灌漑期に別けてそれぞれ取水制限流量が設定されていて、日頃の流量から見て取水が可能なのはほとんど洪水期に限定され、果たしてダムに水が溜るのか誰もが疑問に思っていたが。今年の5月今市市で行った現地学習会の席上で、1985~1989の流量データーを用いて東京の水を考える会で行った南摩ダム及び行川ダムの運用シミュレーションの結果が披露されて60ヶ月(5年間)のうち18ヶ月もダムの貯水量がゼロになってしまったことが明らかにされ、地元の多くの人を納得させた。

#### 3. ずさんな環境アセスメント

思川開発事業に関する環境アセスメントは1977から調査を始めて1993(H5)年に「評価書」が作成されたが、事業規模にたいして調査の範囲や方法に疑問があるほか、調査のずさんさや評価の過程での論理的矛盾などを中心に多くの問題点のあることが専門家によって指摘されている。

#### 4. 行川ダムと今市地震

行川ダムは平成6年の変更で、大谷川からの取水の減少の見返り的に計画されたものである。しかし、ダム予定地は昭和24年12月に発生して大被害をもたらした「今市地震」の震源地に近く、山津波が多発して死者もでた地域のまつ只中に位置していて、このような場所にロックフィルダムを建設することは無謀ではないかと地元の人々に大きな不安を与えていた。

#### 5. 故郷を追われる水没地域(87戸)の住民の苦悩。

#### 6. 自然環境の破壊。

#### 7. 自治体の財政問題と住民負担。

#### 8. その他。

### 市民運動の取り組み

かねてから思川開発事業に疑念をもっていた栃木県内の市民グループは、平成6年の思川開発事業実施計画認可を受けて立派格好で活動を開始し、講演会やシンポジウムなどを開催して思川開発事業の内容の把握と問題点の抽出につとめてきたが、その規模の大きさや問題点の多さに対応するため、県内のほか利根川流域で活動する市民団体や下流域の市民グループが連携して、10月11日に「思川開発を考える流域の会」を発足させ広く問題を提起し事業の見直しを迫るべく新たな活動を開始した。

**《自然と生活を破壊する公共事業に対して各地で反対をされている皆様へ》**  
**～ 質問主意書を提出して事業を中止させましょう！**

**1. はじめに**

国と地方をあわせて500兆円を超える借金を抱える今でも、公共事業による大規模開発で地域興しや雇用確保を図ろうとする暴挙が各地で展開されています。環境基本法、環境基本計画が策定され、生物多様性条約を批准し、環境影響評価法が成立した今でも、地域の生活や自然環境よりも大規模開発を優先する思想は国全体を貫き続けています。

そのような状況下で、各地のダムや道路、干拓等に対する反対運動は、行政が組織的・継続的に長期間にわたって切り崩しを図る中で、苦戦を強いられ続けています。しかし、私たちは、残された数少ない豊かな自然を後の世代に引き継ぎ、自然と調和した社会を構築するためにも、負けるわけにはいかないのです。そして、ようやく最近になって、ダムや大規模林道、干拓の中止決定が次々となされ始めています。

特に、8月26日に建設省より発表された徳島県木頭村の細川内ダムの事業凍結は、各地の反対運動に勇気と希望を与えるものとなりました。この成果は、地道な反対運動の継続と、全国的な支援によるところではありますが、政治的には3度にわたる質問主意書の提出が大きな転機となったことは言うまでもありません。

質問主意書は、国会が内閣に対して公式に回答を求めるものであり、内閣は回答する義務を負うことから、極めて大きな影響を省庁に与えます。何度も提出すれば、省庁を少しずつ追い込むことも可能です。しかも、文書での回答なので、証拠として残ります。確かに、一度くらいのやりとりでは、満足できる回答が来るのは事実です。しかし、質問や事実確認を繰り返せば、きっと変化を感じられるはずです。

ぜひとも、このような制度を活用し、各地の無駄な公共事業を市民自らの手で中止に追い込みましょう。

**2. 質問主意書**

**(1) 質問主意書とは？**

質問主意書とは、国会法に根拠を持つ、各国会議員が議長を経由してが内閣に対して行う質問のことです。

（参考）国会法

**第74条**

各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書をつくり、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認しなかった質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議員に答弁しなければならない。

議長又は議院の承認しなかった質問について、その議員から要求があったときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

**第75条**

議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁することができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

**第76条**

質問が緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

**(注)**

実際には、承認されない質問主意書はないので、気楽に作成してください。

質問が多いと七日で返ってきません（20～30問の場合には、回答まで1か月程度かかります）。

**(2) なぜ「質問主意書」か？**

質問主意書は、内閣が公式に回答する義務を負い、最終的には閣議決定が必要になることから、内閣法制局の審査や各省庁間の折衝が必要となり、役人は回答作成に多大な労力を費やすことになります。某省の方も、「役人を殺すには質問主意書」と言っておられました。確かに、質問に対する回答は幻滅させられますが、役人にとってはこれほど恐ろしいものはないのです。これを利用しない手はありません。

**(3) 質問主意書の書き方**

ほとんど何を質問してもかまわないので、「〇〇の資料を提出せよ」というような、資料要求はできません。ただし、「〇〇について、その内容を記されたい」とか、「〇〇の降水量を年度別に記されたい」とか質問することはできますので、事実上資料要求は可能です。

**(4) 質問主意書の提出**

質問主意書は、各議員が議長宛に提出することになります。したがって、提出してくれる議員を捜さなければなりません。もし、提出してくれる議員が見つからない場合には、

当方でなんとかします。但し、党の決定を経なければ提出できない場合（たとえば社民党）もありますので、ご注意ください。ちなみに、さきがけと民主党は自由に提出できます。

議員が質問主意書を提出してくれることになれば、こまかい手続は議員の事務所に任せれば大丈夫です。ただし、打ち直しの手間を省くためのテキストデータと、質問で用いられた引用やデータが正確かどうかを確認してもらうための資料は提供してあげた方がよいでしょう。

提出時期は、国会開会中のみですので、その点もご注意を。余裕を持って提出ができるよう、準備をしてください。

#### (5) 質問主意書を書く場合の注意点

最初は、事実関係を確認するとか、法律の解釈を聞く方がよいと思います。特に、こちらが当然のことと思っていることも聞いておいた方がいいです。なるべく、5W1Hを確認する形で簡潔に質問してください。

質問数が多くなると、回答までの時間が長くなるので、なるべく絞って（20～30問程度）質問してください。何度も質問できますから、あせることはできません。質問内容については、質問主意書の書き方を別紙で添付しますので参考にしてください。

#### 3. さいごに

質問主意書は、市民が自らの手で策定したものが、ほとんどそのままの形で提出できます。議員の権利として与えられてはいますが、議員だけの権利にしておくのは本当にもつたいないです。というのは、市民が主体的に質問を作成し、回答を読み、また質問することによって、国の行政のあり方をかえることができるのです。細川内ダムについても、3度にわたる質問主意書が建設省に大きな衝撃を与えました。政治に絶望する前に、政治家は何もしてくれないと嘆く前に、自らの手でできることを怠っていては何も変わらないのです。政治はあくまでも国民の意識すなわち民意を映す鏡であるあるということを忘れてはなりません。

質問主意書で変えることのできるのは、ひとつの公共事業の実施にすぎません。したがって、開発優先の社会構造を変えるためには、市民の力で新しい市民のための立法をめざさなければなりません。質問主意書は、そのための第一歩なのです。ひとつひとつの運動が、やがて一本にまとまって、新たな立法が生まれる日まで、ともに頑張りましょう。

以上

## 《質問主意書の作り方》

### 1. 素材をさがす

内容については、ほとんど何でもかまいません。どんな些細なことでも、質問することができます。しかし、国が関与していないことについて聞いて仕方ないことは言うまでもありません。

国が規制するべきことをしていない（たとえば、遺伝子組み替え食品）とか、規制が不合理である（高速道路でのバイクの制限速度）、公共事業（ダム、林道、干拓など）などについて、特に効果があります。

### 2. 資料をそろえる

質問主意書は、各議院の議長から内閣に宛てて提出されるものなので、公式の質問になります。質問の内容が不正確である場合には、書いた個人の問題だけではなく、国会全体の信用に傷をつけることになりますので、数値や内容は正確を期してください。

また、提出にあたっては各院の議案課が内容をチェックすることになりますので、参照した資料については、提出してくれる議員の事務所に渡すと手續が円滑に進みます。議員の事務所や議会事務局に余計な負担をかけないためにも、資料をまとめておいてください。

### 3. タイトルとイントロを書く

まず、タイトルとなぜそのような質問をするかという導入を書きます。導入部分については別になくてもいいのですが、ほとんどの質問主意書には書いてあります。例を見てみましょう。

----- (例 1) -----  
血液製剤によるHIV（エイズウイルス）感染薬害に関する質問主意書

血液製剤による血友病患者のHIV（エイズウイルス）感染薬害訴訟は、裁判所の和解勧告を受け、現在、原告・被告が和解の話し合いを行っている段階である。一刻も早い解決と被害者の救済を強く望むものであるが、立法府としてもかかる薬害の再発防止に全力をあげる必要がある。そのためには、なぜこのような薬害が起こったのかという事実関係の究明が大前提であることはいうまでもない。多くの被害者の方が望んでおられるのも、事実の究明とその事実への反省にもとづいた再発防止であると考える。

そこで、以下のとおり質問する。

## (例2)

## ダム等事業にかかる事業評価方策の試行に関する質問主意書

ダム事業にかかる事業評価方策の試行については、「ダム・堰事業については、大規模な事業であり、その建設に長期間を要し、また地域に与える影響も大きいにも関わらず、建設省の他の事業に比べて、地域住民の意見を聴取する都市計画のような手続きが制度上十分でなかったとの指摘を踏まえ、事業者が当該ダム・堰事業の目的、内容等について地域の意見を的確に聴取することを目的として」、ダム等事業審議委員会が設置されたところである。しかし、当委員会の現状の運営を見る限りは、その目的通りの運営がなされているかにつき、重大な疑義が存在すると言わざるをえない。

そこで、以下のとおり質問する。

## (例3)

## 苦田ダム建設事業に関する質問主意書

平成八年十二月十六日に提出した「質問第四号苦田ダム建設事業に関する質問主意書」に対し、政府から平成九年一月二十八日付で内閣衆質一三九第四号の答弁書（以下「答弁第四号」という）が寄せられ、その内容を精査したところ答弁内容に不明瞭な点があった。よって再度以下の質問をするので、政府の誠実な答弁を要求する。

例1・2は初めて質問する場合の、例3は、再度質問をする場合の例です。

実際には、イントロ部分は質問そのものではないので、質問を作つて最後に適当に内容に合わせて書けばいいです。

## 4. 質問を書いてみる（その1）

つぎに、実際の質問を書いてみましょう。書く場合の注意点はほとんどありませんが、以下の点に注意してください。

## ① 形式の問題～内容ごとに質問を分けてください

事務局で最終的に整理をしてくれます。とりあえず、参考例を示します。

## (例1)

## ○○に関する質問主意書

## 一、××について

1 ××について理由を記されたい。

2 ××と聞いているが、

ア 事実か。

イ 事実とすれば、××すべきであると考えるがどうか。

## 二、××について

## (例2)

## △△に関する質問主意書

○○は××であり、重要な問題である。そこで、以下の通り質問する。

## 一、××について

1 ××については、報告を受けているか。

2 報告を受けているとすれば、それはいつ、誰が、誰に対して行ったのか。

## 二、××について

1 ○○であると聞いているが、

① 事実か。

② ××には△△と記載されているが、この差はなぜ生じたのか。

2 ××の算定の根拠を記されたい。

わかりやすく整理してあれば、質問の前にどのような数字や文字を使ってもかまいません。

## ② 縦書きで提出される～数字は漢数字を使用してください

最終的には、議員の事務所や議院の議案課で整理してくれますが、できれば最初から漢数字を用いてください。ただし、引用する文章がアラビア数字を用いている場合には、そのままアラビア数字を使うことは言うまでもありません。

## (例1)

## 四 岡山県による「協力感謝金」の交付について

1 「ダムとたかう町」（苦田ダム阻止写真集刊行委員会・手帖舎）によると、昭和六十一年度から「協力感謝金・生活再建対策費」という名目の金が水没予定地の地権者に対して交付され始めたとしているが、事実か。事実でないまたは事実が確認できないとすれば、どのような調査の上で確認できないのか。

2 1が事実であるとした場合、「ダムとたかう町」の記述によれば、協力感謝金については、ダム建設に同意した時期により五〇〇万円、さらに二五〇万円ついには不交付と、最高五〇〇万円からゼロまで差をつけた、とされるが、これは事実か。事実でないまたは事実が確認できないとすれば、どのような調査の上で確認できないのか。

## (例2)

① 平成四年の建設省徳島工事事務所パンフレット「吉野川第十堰」によれば、「現第十堰は固定堰のため計画高水流量に対して、毎秒3000立方メートルの疎通能力が不足している」そこで「堰地点の計画高水流量19000立方メートルを安全に流下させるため、固定堰である現第十堰を可動堰に改築して、疎通能力の増大をはかり、吉野川流域の水害を防除します。」とあるが、現況流下能力を一六〇〇〇立方メートルとし、三〇〇〇立方メートルの疎通能力が不足しているという計算の根拠を記されたい。

## ③ 資料要求はできない～書き方を工夫すれば、事実上可能です

## (悪い例)

- × 「実施計画調査報告書」ならびに、「河川計画調査－構造物調査による報告書」、「地下水等検討委員会報告書」を提出されたい。
- × 西防波堤沖埋立工事に関する資料を提出されたい。

## (良い例)

- ◎ 「実施計画調査報告書」ならびに、「河川計画調査－構造物調査による報告書」、「地下水等検討委員会報告書」の内容を記されたい。
- ◎ 西防波堤沖埋立工事に関して、住友金属は護岸工事費を負担しているか。しているとすれば、その総額はいくらか。工区別に記されたい。

つまり、どのようなデータがほしいのか明示し、「その内容を記せ」と聞いてあげれば大丈夫だということになります。しかし、分厚い資料の内容を全て書けという質問はさすがに避けた方がいいでしょう。

## 5. 質問を書いてみる（その2）

次に、効果的と思える質問の方法について考えてみたいと思います。最初は事実関係や判断の理由・根拠、法律上の根拠の確認などを行うのがよいと思います。それが公式の回答となり、矛盾点や問題点を追究する基礎となるからです。下記の例を参考にしてください。

## (例1)

## 三 「AIDSの実態把握に関する研究班」について

- 1 八三年六月、厚生省が設置した「AIDSの実態把握に関する研究班」（以下エイズ研究班）のメンバーは誰か。また、メンバーの選考は、誰がどのような観点で行ったものか。
- 2 エイズ研究班の会合は何回、いつ開催されたのか。会合ごとのメンバー及びメンバー以外（厚生省の担当者を含む）の出席者は誰か。
- 3 エイズ研究班は非公式な会合を行っていたのか。行っていたとすれば、その日時とそれを非公式にした理由は何か。
- 4 エイズ研究班の会合における議事録、議事メモ及び配布資料はあるのか。ないとすれば、どのような調査の上でないと述べているのか。調査の経緯、資料がない理由を述べよ。そうした資料の管理責任者は誰か。
- 5 また、九四年二月六日放送のNHK「埋もれたエイズ報告」の画面に映し出されている資料は、配布資料ではないのか。
- 6 エイズ研究班は中間報告書、最終報告書を出しているか。それらは公表されているか。もし作成されていないとすれば、作成しなかった理由は何か。

## (例2)

## 二 苛田ダム建設事業審議委員会の試行について

- 1 建設省河川局の「ダム事業評価システムの試行」通達に基づいて設置した「苛田ダム建設事業審議委員会」（以下「審議会」という）のメンバーは誰か。また、メンバーの選考は誰がどのような観点から行ったのか。
- 2 審議委員会の会合は、いつ開催されたのか。会合後とのメンバー及びメンバー以外（建設省の担当者を含む）の出席者は誰か。
- 3 審議委員会は非公式な会合を行っていたのか。行っていたとすれば、その日時とそれを非公式とした理由は何か。
- 4 審議委員会のメンバーは苛田ダム建設予定地あるいは関連地域の現地視察を行ったか。行なったとすればいつ、誰が、どこを、どのように行ったのか。同行者は誰か。メンバーに配布した資料はあるか。あるとすれば誰がいつ作成したものか。
- 5 審議委員会の会合における議事録、議事メモ及び配布資料はあるのか。ないとすれば、ない理由を述べよ。こうした記録、資料の管理責任者は誰か。
- 6 審議委員会の会合で、審議の参考とした資料はあるか。あるとすれば、誰がいつどのような立場で作成したものか。
- 7 審議委員会の会合で、メンバー以外の出席者は発言したか。発言したとすれば、審議内容に関わるものか否か。
- 8 審議委員会の会合では、各回の終了後に何らかの報告書を出しているか。それらは公表されているか。
- 9 審議委員会の会合で、マスコミ関係者の立ち会いなしで進行した場面はあるか。あるとすれば、その目的と理由は何か。

## (例3)

- 1 食品添加物としての臭素酸カリウムの用途、使用方法、使用基準、残留基準等につき食品衛生法関係法令・告示ではどのように定めているか、説明されたい。
- 2 一九八四年に厚生省は、食品添加物としての臭素酸カリウムに関する法律を改定しているが、その内容および改定理由について説明されたい。
- 3 水産練り製品の製造時に、食品添加物としての臭素酸カリウムの使用を厚生省は認めていたが、前記法律の改定時に禁止している。禁止した理由は何か。
- 4 前記法律の改定時に、パンの製造においては臭素酸カリウムの使用を認めたが、その理由を説明されたい。また、使用を認めるについて、業界サイドからなんらかの要望等はあったか。あればその年月日、内容について説明されたい。
- 5 製パン用の小麦粉処理剤以外に、わが国の食品業界において臭素酸カリウムの使用を許可しているか。
- 6 日本パン工業会が「小麦粉処理剤としての臭素酸カリウム」の使用を自主的に規制していると聞くが事実か。事実であればB項で触れた諸外国での現状に鑑み、この際全面使用禁止措置をとるべきであると考えるが、政府の見解を明示されたい。

## (例4)

## 「3 委員会の設置

(2) 地方建設局長等は、(関係都道府県知事が複数の場合にあっては、その協議に基づき推薦する者)に委嘱することとし、関係都道府県知事に対して、あらかじめ次に掲げる事項を示しておくこととする。

①ダム等事業の事業用地をその市町村の区域に含む市町村長及び市町村議会の議長は委員とすること。

②学識経験のある者については、当該事業に関し地域の意見を的確に反映させるのに適当な者であること。」

とあるが、

- 1 「委員会の委員を関係都道府県知事及び関係都道府県知事が推薦する者」とした理由は何か。また、「ダム等事業の事業用地をその市町村の区域に含む市町村長及び市町村議会の議長は委員とすること」とした理由は何か。
- 2 学識経験者については「当該事業に関し地域の意見を的確に反映させるのに適当な者」としているが、「的確に反映」とはどういうことを指しているのか。たとえば、その地域の地理に関する詳しい必要はあるのか。必要がないとすればなぜか。また、「適当な者」という判断はいったい誰が行うのか。その判断が適切であるということはどのように担保されるのか。
- 3 委嘱する場合には何らかの報酬が支払われるのか。その報酬の支払基準はどのように定められているのか。その予算はどこから出されるのか。支出の法的な根拠は何か。

上記の例を参考にして質問の仕方を工夫してみてください。とにかく、自分が知っていることであっても、ひとつひとつ確認していくことが大切です。

## 6. さいごに

質問主意書の最後には、「右質問する。」と書いてください。書き忘れても、議院事務所か各議院の議案課が追加してくれるでしょうから、あまり気にしなくてよいでしょう。質問数は、多くても30問程度にした方がいいでしょう。あまり多いと回答に時間がかかるてしまうので、それよりは回答をもらった後で再質問した方がよいと思います。質問の回答が戻ってきたら、その回答をもとに再度質問を考えます。何度もねばり強く質問を続けることが、省庁の態度を変更させるきっかけになるからです。

では、各地の自然と生活を破壊する公共事業が全て中止される日が来ることを願って終わりとします。

以上

## 苦田ダム建設事業に関する質問主意書とその回答

平成8年12月16日、秋葉忠利代議士より衆議院議長へ「苦田ダム建設事業に関する質問主意書」が提出され、平成9年1月28日、内閣総理大臣より衆議院議長へ同質問主意書に対する答弁書が送付された。質問主意書は、国会議員がその所属議院議長を通じて内閣に提出する文書による公開質問状で、答弁書は内閣の正式な回答にあたる。

質問主意書を提出するに至った経緯は割愛する。

質問と答弁の詳細は別紙資料を参照いただき、答弁書で明らかになった事実の要点を以下にまとめる。番号は質問主意書の番号とは必ずしも一致していない。

## 1. 審議委員会の位置づけ

「河川局長通達」に基づき地方建設局長等が設置するものであり、法令に基づくものではない。地方建設局長等は、ダム等事業について、地域の意見を的確に聴取することを目的として、その目的、内容などについて審議委員会に諮るものである。審議委員会の審議の対象とされたダム等事業のその後の進め方に関する判断を行うに当たって、当該審議委員会の意見を尊重することとしている。

## 2. 「苦田ダム建設事業審議委員会」のメンバーについて

建設省中国地方建設局長が、当該地域の存する岡山県を代表する岡山県知事及びその推薦する者に同委員会の委員を委嘱したものである。(メンバー省略)

## 2-2. 委員会の会合の出席者について

第1回 平成7年10月11日

出席委員 小坂二度見ほか計11名

委員以外の出席者 中部地建局長、同河川部長、ダム工事事務所長ら計14名

## 第2回 平成8年5月30日

出席委員 小坂二度見ほか計9名

委員以外の出席者 中部地建局長、同河川部長、ダム工事事務所長ら計15名

## 第3回 平成8年6月10日

出席委員 小坂二度見ほか計12名

委員以外の出席者 中部地建局長、同河川部長、ダム工事事務所長ら計15名

(岡山大学環境理工学部長含む)

審議委員会は第1回、第2回及び第3回委員会以外には開催されていない。

審議会の委員の現地視察は、水野三重子、小坂二度見、大原謙一郎がそれぞれ別々に1名づつで行い、それぞれ中部地建職員2-3名が同行した。

## 2-3. 審議委員会の議事録について

委員会の議事録、議事要旨及び配布資料は、同委員会の事務局である中部地建河川部に保管されている。

## 2-4. 審議委員会における配布資料について

平成7年及び平成8年に建設省中部地方建設局または同局苦田ダム工事事務所が作成した資料

同委員会の要請により平成8年に岡山大学環境理工学部が作成した資料  
「ストップ・ザ・苦田ダムの会」が平成7年及び平成8年に作成した資料  
が用いられた。

#### 2-5. 審議会における委員以外の発言者

中部地建河川部長等が、苦田ダム建設事業の内容などについて  
岡山大学環境理工学部長が、苦田ダム計画に関する科学技術的評価について  
発言した。

#### 2-6. 審議会の公開非公開について

第1回 審議委員会の運営に関する審議が非公開とされた。  
第3回 「苦田ダム建設事業についての答申」の作成が委員のみで行われた。

### 3. 審議委員会で扱った岡山大学の作成した見解について

第2回審議委員会において、委員長から「岡山大学環境理工学部に苦田ダム事業について  
第三者の立場で資料をとりまとめ説明するよう要請している」旨の発言があり、出席した  
各委員が、これを了承している。同大学理工学部の作成した資料の作成に要した費用につ  
いて、建設省及び同委員会からの支出はない。

#### 3-2. 審議委員会での意見の聴聞について

岡山大学環境理工学部以外の者からは行っていない。

### 4. 岡山県による「協力感謝金」の交付について

昭和61年度以降財団法人吉井川水源地域対策基金から生活再建対策費及び協力感謝金が  
支出されていると聞いている。協力感謝金の額について、苦田ダム建設に伴う実態調査に  
に対する各世帯の同意書の提出時期による差はないと聞いている。

### 5. 進行中のダム建設事業関連工事について

各段階のうち、審議委員会が設置された時点におけるものに係る作業については継続して  
行うこととしており、当該事業のその後の進め方については、建設省において、当該事業  
が新たな段階に入る前に当該審議委員会の意見を聴取して判断することとしている。

### 6. 苦田ダム建設事業関連費用について

昭和47年度から平成7年度まで  
苦田ダム建設事業に係る工事費の合計 約932億円  
工事諸費の合計 約50億円

#### 6-2. 事業計画全体に対してこれまでの費用割合

平成2年8月29日に変更後の苦田ダムの建設に関する基本計画における「建設に要する  
費用の概算額」約1,350億円に対する平成7年度までにおける事業費の合計約980億円の  
割合は約73パーセント。  
変更前の基本計画における「概算額」は約880億円。

### 7. 苦田ダム建設事業関連事業の負担費用について

岡山県広域水道用水供給事業  
国庫補助金、企業債、関連構成団体からの出資金を財源とする。  
現時点における事業費のうち苦田ダム建設事業に係るもの総額は約863億円。  
企業債の償還は供給料金収入をもって充てられる。  
麒麟麦酒株式会社およびティカ株式会社  
工業用水事業法第21条に規定する自家用工業用水として同ダムに貯留される流水を利  
用すると聞いている。

#### 7-2. 苦田ダム本体及び関連事業の維持管理費について

苦田ダムの管理に要する費用については現時点では未定。  
関連して整備する施設の管理については把握していない。

### 8. 苦田ダム建設事業及び関連事業の便益について

苦田ダムによる洪水調整効果がもたらす便益について、吉井川水系に苦田ダムがないもの  
とした場合及び同ダムがあるものとした場合のそれぞれについて、洪水氾濫による被害額  
の確率論上の期待値を求め、前者の場合に係る算出値から後者の場合に係る算出値を減じ  
て求めたものである。

ダム使用権の設定予定者が同ダムに関連して整備する施設がもたらす便益については、把  
握していない。

以上が答弁書の要旨である。

水源連がシンポジウムや会合を通じて建設省河川局の担当者らと話し合った際に説明され  
た内容と大差はないが、日本国政府として正式に出された回答としてあらためて内容を分析  
する。

「審議委員会」は法令に基づくものではない。ダム等事業のその後の進め方を判断を「建  
設省が」行うに当たって、当該審議委員会の意見を尊重することとしている、にすぎない。

「地域の意見を的確に聴取することを目的」としつつも、委員の人選は「当該地域の存す  
る岡山県を代表する岡山県知事及びその推薦する者に同委員会の委員を委嘱したものであ  
る」とし、われわれの考える「地域の意見」とは乖離している。

委員会の運営にあたっても、苦田ダムの場合、審議委員会への出席者数は、委員9-12名に  
対し建設省など事業関連の管理職が14-15名という環境で行われている。そして「地域の意  
見を的確に聴取する」といいつつ、本件の場合、岡山大学環境理工学部以外からの聴取は行  
われてはいない。また参考資料は建設省中部地建の作成資料、岡山大学の作成資料、「スト  
ップ・ザ・苦田ダムの会」の作成資料が用いられたとされるが、前者2点については実際に  
説明する場面があったが、「ストップ苦田ダム」の資料について説明する場面はなかった。

その他、事業予算と費用支出、維持管理費、便益計算について回答があつたが、あいまい  
な回答であり追求しきれていない嫌いがある。

## 苦田ダム建設事業に関する質問主意書第2回とその回答

平成8年12月16日に提出された「苦田ダム建設事業に関する質問主意書」に対し、政府から平成9年1月28日付で答弁書が寄せられ、その内容を精査したところ答弁内容に不明瞭な点があった。それに対する再質問の項目とその答弁(平成9年5月30日付内閣衆質140第16号)について概略する。

### 1. 議事内容の概要の公表について、委員に配布した資料について

ダム等事業審議委員会の運営は、同委員会自らの判断において行うこととしており、その審議の議事録の取扱いについては、それぞれの審議委員会において判断すべきものと考えている。

苦田ダム建設事業審議委員会の委員に配布した資料は別表1のとおりである(略)。

### 2. 苦田ダム建設事業審議委員会で扱った岡山大学の作成した見解について

#### 2-1. 依頼の経緯について

「第2回議事要旨」によれば、第2回審議委員会において、「次回は、岡山大学環境理工学部に苦田ダム事業について第三者の立場で資料をとりまとめ説明するよう要請している」旨の委員長の発言を出席した各委員が了承したものである。

#### 2-2. 前記の科学技術的評価は、誰が、いつ、どのような資料に基づき、どのような調査をしたものなのか

岡山大学環境理工学部が作成した「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」によれば、同評価は「主として科学技術的な立場から検討し、各機関ならびに各団体から出されている計画書、意見書等を参考しながら、その見解をここにまとめることとした」というものであり、同学部内に河野伊一郎学部長を代表者とする検討グループが設けられたものである。全資料については把握していないが、建設省から同学部長に提供した資料は別表2のとおりである(略)。

#### 2-3. 前記科学技術的評価の作成の費用について

これまでに設置した12の審議委員会のうち調査専門委員会等を設置せずに学識経験者の見解を聴取したものにあっては、当該見解の作成に要した費用について、いずれも建設省及び審議委員会からの支出はない。

岡山大学環境理工学部長からは、その判断により無償で「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」を作成したと聞いている。

### 3. 岡山県による協力感謝金の交付について

「協力感謝金」は、岡山県及び吉井川下流受益市町によって設立された財團法人吉井川水源地域対策基金が、苦田ダム建設に対する協力を報いるために独自に交付したものであると聞いている。

### 4. 水没地権者のダム建設同意書の提出年月日とその時の提出者数について

「苦田ダム建設に伴う水没地権者のダム建設同意書」が提出された事実はないが、同事業のため必要な立入調査に対する同意書の提出年月日と及び各提出者の数は別表3のとおりである(略)。

### 5. 苦田ダム建設事業関連費用について

#### 5-1. 建設事業関連費の年度ごとの工事費の支出細目別支出額と工事諸費の支出細目別支出額 別表4のとおり。

5-2. 平成二年の苦田ダム基本計画変更後の建設に要する費用の概算額約1350億円と変更前の建設に要する費用の概算額約880億円の積算根拠

別表5および別表6のとおり

5-3. 苦田ダム完成に至るまでの建設に要する費用の概算額とその積算根拠  
別表5のとおり

### 6. 苦田ダムによる洪水調節効果がもたらす年間当たりの便益についての具体的数値および管理費用について

昭和56年に算出した苦田ダムによる洪水調整効果によってもたらされる年間当たりの便益の額は、約123億円である。

同ダムの管理に要する費用は、その完成後に必要とされる管理の内容に応じて明らかになるものである。

### 7. 苦田ダム建設事業審議委員会の答申「現時点で苦田ダムの建設の是非にまで溯って議論を行うことは適切でないと考える」という記述の矛盾について

同委員会は「本審議委員会としては、責任ある答申を行う観点から、苦田ダム計画の内容について、市民団体からの意見書も踏まえて、改めて事業者からの説明、更に岡山大学環境理工学部の見解を聞いた上で、治水計画、利水計画、ダムの安全性及び自然環境への影響について評価を行っており、問題はないと考える。

### 8. 審議委員会委員の「学識経験のある者」について

審議委員会の審議の対象となる事業の目的、内容等に対する地域の意見を理解し、これを審議委員会の意見に的確に反映させることができる者であることが必要と考えている。

### 9. 「地域住民からの意見聴取等」が皆無であったことについて

審議委員会の意見は、審議対象事業の目的、内容等に対する地域の意見を的確に反映し得る十分な審議が行われた上で述べられるものと考えており、このことは苦田ダム建設事業審議委員会においても同様であると考えている。

### 10. 「的確に聴取」出来たか否かの判断の基準

「ダム等事業審議委員会設置・運営要領」等の趣旨に従った委員会の運営が行われた上で審議委員会の意見が述べられた場合には、基本的には、地域の意見が的確に聴取されているものと考えられる。

以上が答弁書の要旨である。

質問主意書では、日本国政府に対して行政上の行為に関する質問を行うことはできるが、国家行政と地方行政の区分けがあり、地方行政に関わる部分の質問は性格上出来ない。

行財政改革が呼ばれているいまこそ、財政面での追求をしていくべきであるが、地方行政に属する部分が相当あり、さらに追求していくには別の方策を講ずるべきであろう。

別表4 単位は100万円

年度	工事費	測量及 試験費	用地費及 補償費	船舶及機 械機具費	營繕費	宿舎費	工事諸 費
昭和47年度	0	21	0	5	3	16	29
昭和48年度	0	33	0	5	3	5	34
昭和49年度	0	44	0	34	29	22	57
昭和50年度	0	59	0	7	4	5	52
昭和51年度	0	61	0	2	4	13	53
昭和52年度	0	65	0	6	4	5	45
昭和53年度	0	72	0	19	5	4	60
昭和54年度	0	106	10	16	5	5	68
昭和55年度	0	128	27	41	60	4	68
昭和56年度	0	177	35	20	26	23	84
昭和57年度	0	448	40	13	20	20	112
昭和58年度	0	256	40	14	27	23	133
昭和59年度	0	476	40	35	21	35	148
昭和60年度	2	224	40	42	65	10	168
昭和61年度	0	219	1,299	64	7	12	213
昭和62年度	22	293	3,445	46	6	10	266
昭和63年度	95	345	5,203	57	7	11	275
平成元年度	340	502	8,018	204	6	13	369
平成2年度	104	564	10,585	201	7	9	478
平成3年度	69	1,088	11,089	195	10	13	516
平成4年度	177	2,280	9,423	176	8	11	436
平成5年度	244	2,729	9,453	143	10	11	445
平成6年度	720	1,302	7,272	137	14	15	429
平成7年度	1,121	1,595	8,974	153	11	20	459

別表5 単位は100万円

完成までの 積算	工事費	測量及 試験費	用地費及 補償費	船舶及機 械機具費	營繕費	宿舎費	工事諸 費
135,000	32,900	6,100	85,400	3,000	600	600	6,400

別表6 単位は100万円

変更前まで の概算	工事費	測量及 試験費	用地費及 補償費	船舶及機 械機具費	營繕費	宿舎費	工事諸 費
88,000	29,400	2,000	50,000	2,600	500	500	3,000

## 時のアセスを全国自治体に

### 時のアセスメント（時代の変化を踏まえた施策の再評価）実施要綱

#### 第1 目的

変革の時代の中で、時の経過によって、施策が必要とされた社会状況や住民要望などが大きく変化し、施策に対する当初の役割や効果について、改めて点検・評価を加える必要があるものについては、現状を踏まえ、多角的、多面的な視点から検討を行い、時代の変化に対応した道政の実現に資するため、この要綱を制定する。

#### 第2 対象施策

1 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する施策を再評価の対象とする。

- (1) 施策が長期間停滞していると認められるもの
  - (2) 時の経過の中で、施策を取り巻く社会的状況や住民要望の変化などにより、施策の価値または効果が低下していると認められるもの
  - (3) 施策の円滑な推進に課題を抱えており、施策が長期間停滞するおそれがあると認められるもの
- 2 毎年度の再評価対象施策は、1に掲げる要件に該当するもので、政策会議において決定するものとする。

#### 第3 検討事項

対象施策の検討事項は、政策会議において別途定めるものとする。

#### 第4 検討の実施

対象施策を所管する部局長等（以下「部局長」という）は、政策会議で決定された検討事項に基づき、再評価のための検討を行う。

#### 第5 検討結果の報告

部局長は、再評価のための検討結果を知事が指名する副知事（以下「副知事」という）に報告する。

#### 第6 再評価

副知事は部局長の報告内容を精査し、施策の再評価を行った上で、今後の施行方針などについて意見を取りまとめ、政策会議に報告する。

#### 第7 事務局

時のアセスメントは、企画振興部政策室において所掌する。

### 時のアセスメント（時代の変化を踏まえた施策の再評価）実施要綱に基づく平成9年度対象施策の検討事項について

時のアセスメント（時代の変化を踏まえた施策の再評価）実施要綱第3に基づき、次のとおり対象施策の検討事項を定める。

#### 記

#### 1 対象施策の概要

検討を行うにあたり、次の事項について記述する。

- (1) 施策着手の背景、契機
- (2) 施策の目的、内容
- (3) 経過
- (4) 施策の停滞などをもたらした要因
- (5) 現状のまま推移した場合の問題点 等

#### 2 評価

現時点での必要性、妥当性などについて整理する。

必要性	・経済・社会情勢の変化等により必要性や意義が変わっていないか。
妥当性	・計画内容が時代に即しているか。 ・道の関与の仕方について再検討の余地はないか。
優先性	・緊急に実施する必要があるか。 ・道民のニーズは高いか。 ・長期計画等での位置付けはどうか。
効果	・実施の結果が所期の成果をあげることができるか。 ・社会的評価（好感度）が高いものであるか。
住民意識	・施策に対する住民の意識は変化していないか。
代替性	・代替方法の可能性はないか。

#### 3 施策が休止又は廃止になった場合の影響

施策が休止又は廃止になった場合の影響、問題点等を予測し、それらに対処する方法を整理する。

- (1) 関係者への影響
- (2) 当該施策と関係する他の施策に与える影響
- (3) 国、市町村、関係団体などへの影響
- (4) 補助金の返還 など

に、公共事業のあり方が改めて問われている。事業費の投入先として全国一の北海道では、事業の再評価へ「時のアセスメント」を導度から事業全般の見直しを実施する。事業見直しのシステム化が求められている中で、先駆的な試みの一つといえる。

佐々木 健・大塚 晶(北海道報道部)

# 事業見直し 腰重い国

## 省庁統廃合に危機感

美々川・千歳川放水路計画で水量と水質の悪化が予想されている。写真家・加藤雅昭氏写す

This vertical black and white aerial photograph captures a winding river or stream as it cuts through a rugged, hilly terrain. The river's path is clearly defined by a lighter-colored, more reflective surface compared to the surrounding dark, textured land. The landscape is characterized by numerous small, rounded hills and deep, narrow valleys, creating a complex pattern of light and shadow. In the upper portion of the image, several larger, more distinct bodies of water, possibly lakes or reservoirs, are visible as bright, irregular shapes. The overall scene conveys a sense of natural geological processes and the intricate relationship between water and land.

「時のアセス」 北海道が導入

## 時のアセスの課題

- 再評価を対象施策を所管する部局長で検討するが、織内の意識改革がな  
い今まで公正な判断ができるのか
  - ・再評価作業の手法に関しては、個別の意見聴取や公聴会、アンケート  
調査、学識者からの意見聴取などの案が出ており、今後各委員会で具  
体的手法を詰める。
  - ・土幌高原道路については、検討課題によっては有識者などによる外部  
委員会を設置する。
  - ・今後、作業を進めながら、必要に応じて検討チームを開きまとめる。
  - 対象が道独自事業に限られている。
  - 補助金返還問題
    - ・「地方文献推進委員会第二次勧告」で、中断すべき場合には過年度分  
も含め国庫補助負担金の返還を要しない仕組みとする。とされている。
  - 組織内再評価システムで、市民参加と情報公開がどの位可能か。

背景には、三兆一千億円超す道債残高を抱えるり、「國の財政悪化」で「從来の地方への予算分配が可能となつたことがあり、國の公共事業費の一割強ある約一兆円の「開拓」や、「北海道特例」など、「一千二百億円ども上の補助・負担率の上乗せ」が、今後縮小すること、必至ひみられるからだ。札幌市の場合は、公共事にだけでなくソフト事業をめた事業全般の見直しに手する。これも、國の行政改革の推進で地方交付税・地方債の歳出などが抑され、来年度以降、毎年自衛隊から四百億円余もの資源不足が生まれるに予されるためだ。

財政事情はあるにせよ、札幌市の「時のアセスメント」は、これまで後援會を設置し、中止する批判を受け、既存の企事業にも「再評価」(スム)がないわけではなまく、建設省は一年、長良川河口堰(せき)問題に対し、予算を重点配分する結果に過ぎない。

國の事業にも「再評価」(スム)がないわけではなまく、建設省は一年、長良川河口堰(せき)問題に対し、予算を重点配分する結果に過ぎない。

一方、國の動きは鈍い。建設省は「十三日、全國事業のあり方に一石を投じた。自然環境を守ることもなるとして、自然保護団体も歓迎している。一方、國の動きは鈍い。建設省は「十三日、全國のダム計画のうち十事業の中止・凍結を決めた。しかし、これは政府の財政構造改革会議が打ち出した公共事業費の七%削減方針を受けて、予算を重点配分する結果に過ぎない。

卷之三

か。その見直し対象事業の一つ、アイヌ民族の聖地に北海道開発局（北海道開発庁の事業実施機関）が建設した二風谷ダムを含む沙流川総合開発事業の例を見てみよう。

国家プロジェクト「若小牧東部大規模工業基地」の破たんを受け、二月に北海道が同事業の平取ダムから道の工業用水の取水中止を決定した。三月には札幌地裁が二風谷ダムについて「建設省の事業認定は違法」とした。これが審議委員会は裁判中の昨年三月、二風谷ダムの試験貯水を認可、平取ダム建設の必要性も認めてしまっていた。審議の客観性に改めて疑問を投げかけたといえる。

## 密室での決定

公共事業計画を途中でやめられないのは、なぜか。

放水路が引き受けられるのは、ひのいわ毎秒一千千個仕事を、いわば密室での数字の入れ替えて生み出せば可能だ。

規け。川、本の前に初の方式をとっている。事業推進に都合のよくな<sup>イ</sup>データも公開されるため、その流域にあわしい治水对策を住民自身が判断するいふことが可能だ。

前記

「のぞ」を基準に一度立ち止まって考へよう——この背景には、ひつ迫する財政状況があつた。それ以上に、官吏接待費や金作りなど四十一億円を超える道庁の公費不正支出問題で、土壇場した信頼をどう回復するかという問題があつた。

一連の不正支出問題では、「なぜ金がどのように適切に使われているか」が問われた。その觀点からすれば、長期間停滞している公共事業の見直しは、いくら前のことではない。しかし、これまでの行政では、それができなかつた。

なぜか。官僚や自治体職員は、自分たち自身ひどいものさし」だ。ところ自負があった。自分たちが作った法や条例などの手続きを経て、省庁の許認可や補助金などが支出される。まさに事業を中止するなどといふことは、自己否定ともいはながる。それには、地元住民や政治家、関係業界などへの複雑な利害関係

コラム 私の見方

# 公共事業再評価へ正念場

見崎 浩一

北海道報道部

著にしてた」（通産省）「総合計画改定作業の参考に」（愛知県）「財政改革の参考に」（北九州市）など、問い合わせが続いている。「お詫びのに悩む省庁や自治体の姿が、身を起りにない」といふものがだ。

「時アヤスマント」は始まつたばかりだ。見直し対象事業に対し、早くも強く反発が噴き出しているものもある。しかし、いよいよこれがどんな評価でもなければ、自治体の財政危機はさらに深刻化を増し、行政不信の醸成のむだはない。

わざと云えど、今後進んでいくはずの地方分権社会のものでは、自治体は自らの財源と責任で政策を選び、優先順位を決定しなければならない。また、公務員一人ひとりの意識が問われる。

「時アヤスマント」を契機に、その精神を政策の立案、決定分野などにも広げるべきではないだろうか。

著にしてた」（通産省）「総合計画改定作業の参考に」（愛知県）「財政改革の参考に」（北九州市）など、問い合わせが続いている。「お詫びのに悩む省庁や自治体の姿が、身を起りにならしてしまった。

「時アヤスマント」は始まつたばかりだ。見直し対象事業に対し、早くも強く反発が噴き出しているものもある。しかし、いまだかねんど再評価でもなければ、自治体の財政危機はさらに深刻化を増し、行政不信の醸成のむだはない。

わざと云えど、今後進んでいくはずの地方分権社会のものでは、自治体は自らの財源と責任で政策を選び、優先順位を決定しなければならない。また、公務員一人ひとりの意識が問われる。

「時のアヤスマント」を契機に、その精神を政策の立案、決定分野などにも広げるべきではないだろうか。

事者の手による事業の見直しは  
ほとんどできなかつた。  
「街のアセブメント」は、そ  
の脱繩（じゅぱく）を解き、時  
間を以て「ものわざ」で政の  
内部から面々を再評価しようとい  
ふシステムである。

堀知事は五月月中旬、不正支出  
問題からの再出発を説いた臨時  
市内放送で、道職員に自己改革革  
を訴えた。

今後のダム反対運動を有利にすすめるために(1)

——事業者側が参加する公開シンポジウムの開催——

### 1. 事例

#### 事例(1) 渡良瀬遊水池開発問題

第1回 1996年 4月 「渡良瀬遊水池のこれから」

獲得目標 渡良瀬遊水池の今後を皆で考えていく状況をつくること

パネリスト 建設省側：利根川上流工事事務所長  
建設省以外：住民団体のメンバー

第2回 1996年 9月 「ヨシ原浄化池をめぐって」

獲得目標 ヨシ原浄化池の問題点を明確にすること

パネリスト 建設省側：利根川上流工事事務所長  
建設省以外：水質、植物等の専門家

第3回 1997年 9月 「谷中湖をどう変えるべきか —— 渡良瀬貯水池の改善とヨシ原浄化池の是非を考える」

獲得目標 ヨシ原浄化池に否定的な評価を下すこと

パネリスト 建設省側：出席拒否  
建設省以外：鈴木紀雄氏、桜井善雄氏（建設省の懇談会の座長）、住民団体

#### 事例(2) 苫田ダム問題

第1回 1996年 9月 「ダムと水を考えるシンポジウム」

獲得目標 治水、利水、災害、環境の各々について苫田ダムの問題点を明確にすること

パネリスト 建設省側：苫田ダム工事事務所長、中国地建河川計画課長  
建設省以外：住民側の専門家

第2回 1997年 6月 「吉井川の治水を考えるシンポジウム」

獲得目標 治水面で苫田ダムが不要であることを明らかにすること

パネリスト 建設省側：苫田ダム工事事務所長、中国地建河川計画課長  
建設省以外：住民側の専門家

#### 事例(3) 霞ヶ浦開発問題

第1回 1996年 3月 「これからの霞ヶ浦・北浦 1」

第2回 1996年 7月 「これからの霞ヶ浦・北浦 2」

獲得目標 霞ヶ浦の今後を皆で考えていく状況をつくり、開発後の水位操作の問題点を明らかにすること

パネリスト 建設省側：霞ヶ浦工事事務所長  
建設省以外：潮来町長、漁協、住民側の専門家

### 水源連事務局

### 2. 事業者側が参加する公開シンポジウムを有効な武器にするために

#### (1) 公開シンポジウムの二つのタイプ

Aタイプ 開発問題を皆で考える状況、雰囲気をつくるためのシンポジウム

渡良瀬遊水池の第1回、霞ヶ浦の第1、2回のシンポジウム

Bタイプ 開発の問題点と不要性を明確にするためのシンポジウム

渡良瀬遊水池の第2、3回、苫田ダムの第1、2回、霞ヶ浦の第1、2回のシンポジウム

#### (2) 公開シンポジウムの効果的な進め方

当初1、2回目のシンポジウムは状況づくりのため、上記Aタイプのシンポジウムが必要な場合もあるが、開発の不当性を明らかにして開発事業にブレーキをかけるためには、Bタイプのシンポジウムが必要である。

#### Bタイプのシンポジウムにおいて留意すべきこと

ア. できるだけテーマを限定して、そのテーマに議論を集中し、問題点を鮮明にする。

例えば、苫田ダム問題の第2回シンポジウムでは、吉井川治水計画の妥当性の問題のみに議論を集中した。テーマを広げると、議論が分散して何が問題なのかが分からなくなってしまう。

イ. 建設省と当方の意見の違いが明瞭になるように、議論を進行させ、追及集会にはならないよう

にする。

論理の正当性で建設省を押し切るようにしないと、問題点が不鮮明になってしまう。議論の分散を避けるため、本質的な問題以外のところでは極力応戦しないようにすることも必要である。

#### (3) 公開シンポジウムの問題点

##### ① 事業者側の出席

建設省等の事業者側が出席しなければ、公開シンポジウムの効果が薄れてしまう。最近の建設省は公開シンポジウムに対して出席拒否の方向にある。例えば、渡良瀬遊水池の場合は、シンポジウムを開く度に、状況が建設省にとって不利になっていくので、第3回シンポジウムでは建設省は出席を拒否した。

（ただし、建設省の懇談会座長の学者が出席したので、別の効果は得られた。）

開かれた河川行政を唱える建設省の建前を逆手にとって出席を粘り強く求めていくと同時に、政治的な力を使うことも必要と考えられる。水源連としても、地元運動体との連携の上で、政治ルートを開拓することが必要である。

##### ② シンポジウムの効果

公開シンポジウムで開発の問題点と不当性を明確にできても、シンポジウムは何らかの決定をする場ではないから、それだけで開発をストップすることはできない。特に、マスコミは、（シンポジウムでの議論では事業者側を圧倒しても）「両者の議論は平行線」という報道しかしないことが多いから、世論へのアピールの面でも限界がある。あくまで、開発事業の大義名分を崩していくための一つの手段であって、その他の様々な活動と相俟って、その効果が現れていくと考えるべきである。少なくとも、シンポジウムで開発の欺瞞性を明らかにすることは、事業者に大きな打撃を与えることは間違いない。

ルーラー

11/13

## 今後のダム反対運動を有利にすすめるために(2)——ダム事業の財政分析

水源連事務局

1999年9月

日本の財政赤字は国債残高が 240兆円、地方自治体の債務等も合わせると、 440兆円にもなる。国民一人あたり 400万円近くの借金にもなる。日本をこのような破産国家にしてきた大きな要因の一つは、不要不急の公共事業に巨額の金を注ぎ込んできたことにある。その不要不急の公共事業の一翼を担うのが、ダム等の水源開発事業とその関連事業である。

ダム等の事業にどれほどの金が注ぎ込まれてきて、今後注ぎ込まれていくのか、また、その巨額の事業費は（起債の利息も含めて）どこに回り、だれが負担していくのか、その実態を明らかにすることは、財政面でもこれ以上のダム建設は許されないことを示す点で、大きな意味がある。

また、ダム予定地の地域振興計画は地元籠絡の手段として、膨大な金を使う画餅のような計画がつくられているが、この地域振興事業費のツケがどこに回るのか、地元自治体の負担規模がどれくらいになるかを明確にしていくことも必要である。

各ダム事業についてこのような財政分析を是非、進めていくべきである。

例：霞ヶ浦開発の農業用水事業について進めつつある財政分析

霞ヶ浦開発事業は霞ヶ浦の水位を操作することにより、毎秒43m<sup>3</sup>の水を生み出す水源開発事業で、1996年3月に完了した。開発水量のうちの4割強、約18m<sup>3</sup>/秒は農業用水に利用されることになっているが、減反と宅地化が進む農業でこれほど大量の水源が必要であるはずがなく、霞ヶ浦開発の農業用水事業は必要性の乏しい事業になっている。しかし、この農業用水事業には巨額の事業費が注ぎ込まれてきている。霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議は、霞ヶ浦の自然に大きな打撃を与える水位操作を中止させる一手段として、この農業用水事業の費用負担の実態を明らかにする作業を進めつつある。現在、この作業は下記の手順(5)の途中(監査結果の棄却)まで行っている。

手順

- (1) 茨城県公文書の開示に関する条例に基づいて、同事業の費用関係の資料には、どのようなものがあるかを県担当者からヒアリングを行う。
  - (2) 同事業の費用関係の資料を特定して、同条例に基づき、資料の開示請求を行う。
  - (3) 開示資料を使って、同事業の費用負担額を試算する。
  - (4) 試算結果に基づき、同事業に対する県の支出が不当であるとする住民監査請求を行う。
  - (5) 住民監査請求の監査結果が棄却となっても、その監査結果において正確な費用負担額が示されてくるので、それを用いて、負担額の大きさをアピールしていく。

表1. 霞ヶ浦開発の農業用水  $18.13\text{m}^3/\text{秒}$  の内訳（灌漑期平均）

霞ヶ浦用水	石岡台地	鹿島南部	その他
8.85m <sup>3</sup> /秒	5.00m <sup>3</sup> /秒	3.02m <sup>3</sup> /秒	1.26m <sup>3</sup> /秒

表2. 霞ヶ浦開発事業の農業用水負担額および霞ヶ浦開発関連の農業用水供給事業負担額の試算結果（起債利済を含む）

		事業期間	計	国	県	市町村	農家
霞ヶ浦開発事業の農業用水負担額	1971～95	436億円	224億円	205億円	7億円	0億円	
霞ヶ浦用水事業	公団	1979～93	1158億円	430億円	639億円	89億円	0億円
	国営一期	1980～92	718億円	271億円	323億円	81億円	43億円
	国営二期	92～2004	549億円	207億円	247億円	62億円	33億円
	県営	85～2004	77億円	37億円	19億円	7億円	14億円
	団体営	86～2004	72億円	30億円	17億円	0億円	25億円
	計	—	2574億円	975億円	1245億円	239億円	115億円
石岡台地水利事業	1970～89	397億円	136億円	132億円	0億円	129億円	
鹿島南部水利事業	1967～91	90億円	44億円	23億円	9億円	14億円	
合計（総負担額）	—	3497億円	1379億円	1605億円	255億円	258億円	

# 新 城 萍

## 「需要、過大見積もり」

## 市民団体と公費無駄

茨  
県西地域に農業用水などを送る霞ヶ浦用水事業に対する市民連絡会議として、「霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議」(飯島博事務局長)は二十一日、農水省の過大な水需要を見直し、県民に多大な損害を与える」として二十五日に県に監査請求することを明らかにした。

同連絡会議によると、霞ヶ浦用水事業による水不足をきたしている。このため、霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議では、「霞ヶ浦の環境破壊を止めることは取水を必要とする小限にとどめる以外にならない。水需要負担を減らすには取水を必要とする用水事業も見直すべき」としている。

さらに、「具体的な判断資料を火いたまま事業を推進し

用業いわゆる細い区域迫する。このため、霞ヶ浦・北埼玉をよくする市民連絡会議では「霞ヶ浦の環境破壊を止めることは取水を必要とする限りどこかの以外にならない。水需要見直しを図り討し、これに基づき霞ヶ浦用水事業も見直すべき」としている。  
さるに、「具体的判断資料を欠いたまま事業を推進してはならない」との意見が述べられ、霞ヶ浦の環境保護をめぐる問題が再び注目される。

1947.8.23

## 【二風谷ダム資料】

再々抗議文（公開質問状）

1997年10月1日

北海道沖縄開発庁長官殿

北海道自然保護連合「沙流川を守る会」  
代表 山道康子（アシリ レラ）

昨年4月2日に試験湛水された沙流川ダムにつきまして、わたしたち「沙流川を守る会」は北海道開発局に対して数回にわたり書面あるいは口頭により「抗議」や「質問」を行ってまいりましたが、一度も誠意ある回答はありませんでした。（役年半、ダム湖は汚れ、支川の辺りはアオコが出、青黒くよどむ。）

つきましては、以下のとおり北海道沖縄開発庁に対して抗議の意思を持って質問いたします。なお、この抗議文の内容は公開する予定であります。

（安全だという理由を回答して下さい）

（1）現・北海道開発局の北条紘次局長は、これまで「（二風谷）ダムの用地は聖地ではない」と再三マスコミなどを通じて発言しておりますが、これは北海道沖縄開発庁および日本国政府の公式の見解なのでしょうか。一例では、昨年の4月13日付けの北海道新聞によれば「（アイヌ民族の）聖地と言えば格好はいいけど、あそこはもともと河川のはんらん原で、荒れ地だったところ」また「アイヌの方々が昔から多いと言うことだけで、聖地、聖地というのはおかしいのではないか」と発言しております。（旧給与地は、旧土人保護法により、売り買いは禁じた法律。）

この発言がどのような意図を持ってなされたのか、その法的根拠について、また沙流川の聖地を否定した行政の認識する聖地の基準について、上級監督官庁の最高責任者として明確に示して下さい。（先住権は認めていないからダムを造ったという）

（2）昨年4月1日付けの北海道庁への抗議文において「（沙流川のボーリングデータによると、表土が1m、段丘レキが2.2m、強風化帯が4m、粘土層が0.5m、以下はスライス化しているレキ岩があり、とくに基盤のレキ岩部がスライス化しておりセン断強度上及び漏水に関して不安がある。よってダムの安全説には不安が残る。尚、右岸（両ダム）も砂岩が多く、断層が発達しており、崩壊が激しく、支流など流出土砂も多い。崩壊を招きやすい状態からみても、ダム建設後、ダム湖水面が上昇するにつれ、地下水位が上昇すれば、右岸に大きな地滑りや崩壊はダム津波現象で破壊を招く」ことを指摘し、回答を求めた所。道からは「以上については、技術論のことであり、事業主体である北海道開発庁の所管となります」とのこ

とでした。前述のように、道開発局から回答がありませんでしたので、これについて回答してください。（開発局のヘッドなのですから、回答してください。）

（3）「沙流川上流から額平川上流では、地下の褶曲変動によって断層や破碎帯が形成され、層間の結合力が弱まり、岩質の弱化が生じ、地滑りや渓侵食崩壊や地表侵食崩壊、破碎帶型崩壊などの山地荒廃が著しい。これらを安全と決めてかかるのは危険すぎます。私たちは長年、治山（毎年何百本と植え続けている）の努力を続けているのですが、・・・。このような地質、岩盤、断層の場所では治山にせよダムにせよ、慎重な検討を必要とするではありませんか。地層が弱ければ直のこと、山の木を切り続けることをやめ、木を植え続けて、自然林を出来るだけ残すこそという、緑のダムを守ることの方が（重要ではないでしょうか）」という私たちの質問に対して前記の（2）同様の理由により回答して下さい。

（金になるからダム建設をするのいや、人間として生きる権利は内ね。自然を共有は無理ですね）

（4）「堆砂はすでに岩知志ダムの現状が参考になりましょう。将来、ダムの寿命の短縮や容積の減少、治水、利水の利用価値の低下などについて、これら両ダムにも同様の問題があります。・・・・平取ダム（予定地）上流では年々伐採や林道建設が拡大されている現状からみても、さらに堆砂速度が早まるることは明かである。・・・堆砂土砂の浚渫を繰り返しの無駄使い（多額の税金）になるのです。ダムの容量の確保と上流地区の河床上昇を阻止するための堆砂計画及び維持管理が不可欠の課題となるのは明白です。・・・多大な恩恵を与えてきた沙流川・沙流川沿岸地域の自然の破壊は免れない。地層から見ても粘土質やシルト質の細かい粒子の大部分はダム湖まで流送され水平に沈澱堆積するなど、考えるとあまりに危険すぎませんか。」という私たちの質問に対して、前記の（2）（3）と同様の理由により回答してください。

（5）前記（4）の内容に関連して、昨年の8月20日に異例の水抜きが行われた際、翌日付けの地方各紙には「川は死んでいた」「窒息4カ月」「泥まみれ悪臭漂う」などの見出しが表現しているように、試験湛水前の私たちの抗議、質問の内容が正しかったことが、多くの視点からも確認されました。

私たちの抗議、質問を無視した経緯をふまえ、開発局はこのような事態を当初から把握していたように思われるますので、委任事務の遂行過程に問題がないかどうか、上級監督官庁である北海道沖縄開発庁が内部監査を実施することを求めます。

以上、私たちの抗議、質問について、北海道沖縄開発庁長官がどのように受け止めたのか、誠意ある回答を求めます。